

天草地域森林計画書

(天草森林計画区)

計画期間 (自 令和 3 年 (2 0 2 1 年) 4 月 1 日)
(至 令和 1 3 年 (2 0 3 1 年) 3 月 3 1 日)

熊 本 県

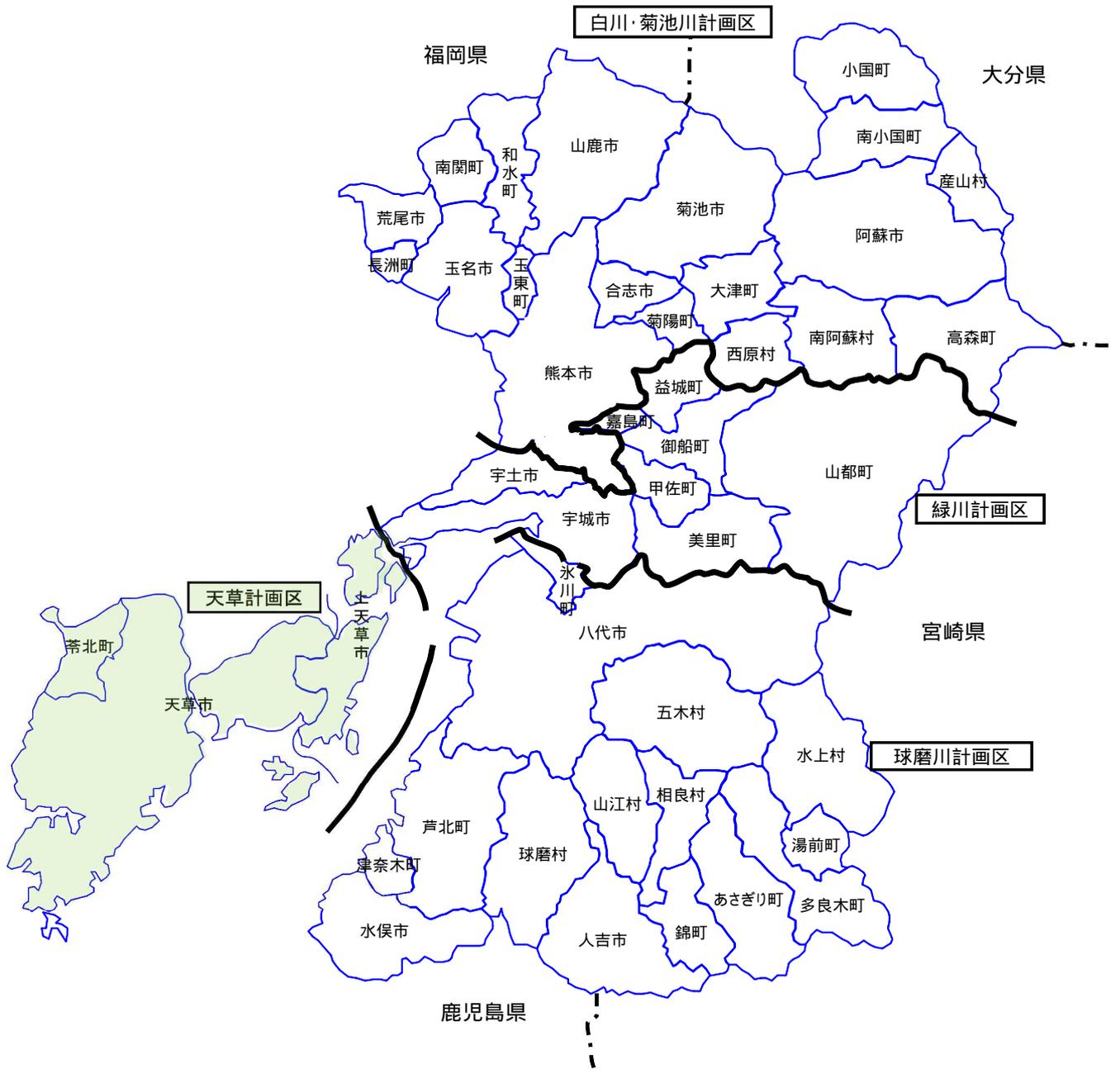
目 次

計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	13
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	15
計画事項	21
第1 計画の対象とする森林の区域	23
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	24
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	24
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	28
第3 森林の整備に関する事項	29
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	29
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	31
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	36
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	38
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法 に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	42
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(6)	その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	44
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2)	森林経営管理制度の活用に関する方針	
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	49
1	森林の土地の保全に関する事項	49
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4)	その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	51
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	
(3)	治山事業の実施に関する方針	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
(5)	その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	51
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2)	その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	52
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3)	林野火災の予防の方針	
(4)	その他必要な事項	

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	52
	(1) 保健機能森林の区域の基準	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	54
	1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	54
	2 間伐面積	54
	3 人工造林及び天然更新別の造林面積	54
	4 林道の開設及び拡張に関する計画	54
	5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	56
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
	6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	60
第7	その他必要な事項	60
	1 保安林その他制限林の施業方法	60
(附)	参考資料	69
	1 森林計画区の概況	71
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
	(2) 地況	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
	2 森林の現況	73
	(1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表	
	(2) 普制別樹種別齢級別森林資源構成表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表	
	(5) 制限林の種類別面積	
	(6) 樹種別材積表	
	(7) 荒廃地等の面積	
	(8) 森林の被害	
	3 林業の動向	90
	(1) 保有山林規模別経営体数	
	(2) 森林経営計画の認定状況	
	(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	
	(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(5) 林業事業体等の現況	
	(6) 林業労働力の概況(林業就業者数)	
	(7) 林業機械化の概況	
	(8) 作業路網等の整備の概況	
	4 県内森林資源の推移	95
	5 林道開設・拡張計画数量の箇所別明細(既設林道を含む)	96

森林計画区位置図



計 画 の 大 綱

計画の大綱

この計画は、森林法第5条の規定に基づき、天草森林計画区に係る民有林について、全国森林計画（計画期間：平成31年（2019年）4月1日～令和16年（2034年）3月31日）で示された基準及び目標等に即し、地域の森林資源の状況や自然的、社会的、経済的条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、森林施業^{せぎょう}の指針、森林の土地の保全等に関する事項を明らかにするとともに、計画期間内における森林の伐採、造林、林道の開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。その計画期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの10年間とする。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置

本計画区は、天草諸島（上天草市、天草市、天草郡苓北町）を包括する区域で、県の西部に位置し、四方を海に囲まれ、北は有明海、西は東シナ海、南から東は八代海（不知火海）に面している。

また、天草諸島の東側は宇土半島（緑川森林計画区）と天草五橋の1号橋及び新1号橋で接続している。

イ 地 勢

本計画区は、大矢野島、天草上島、天草下島及び付随する120余りの島々から成っており、標高400m～600mの山々が連なり、谷密度が高く、地形が複雑に入りくんでいる。

また、河川は延長が短く、小流域の単独河川である。

ウ 地 質

本計画区のうち大矢野島は、新第三紀から第四紀の新しい地層で火山性堆積物を主体としている。一方、天草上島及び天草下島は、古第三紀の地層が広く分布し、固結堆積物である砂岩、頁岩、泥岩等から形成されており、風化の進んだ地層も多く見受けられる。

エ 土 壤

本計画区には、適潤性褐色森林土は少なく、林木の成長力が低い乾性褐色森林土が多く分布し、一部には残積性未熟土壌が見られる。

オ 気 候

本計画区の気候は温暖であり、年平均気温は17～18℃で、年間平均降水量は2,100～2,200mmである。

また、西海型気候区に属しており、下島の脊梁部は比較的降雨に恵まれているが、外周海岸線沿いは雨量が少ない。

さらに、暖流の影響で天草市南部（旧牛深市）及び苓北町の一部においては無霜地帯があるなど、冬暖かく夏は比較的涼しい海洋性の気候である。

表 - 1 天草計画区の気温及び降水量(2010～2019年の10年間の平均値)

観測地点	気温()			降水量 (mm)	備考 (標高m)
	最高	最低	平均		
上天草市松島	36.4	-2.7	17.0	2,083	2
天草市本渡	36.0	-3.4	16.5	2,136	30
天草市牛深	36.9	-0.3	18.2	2,228	3
平均	36.4	-2.1	17.2	2,149	

資料:熊本地方気象台

注) 1 データは、各観測地点の地域気象観測システム(アメダス)による。

2 最高気温及び最低気温は、年間における極値の平均値である。

カ 自然景勝地

本計画区は、雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、染岳自然環境保全地域等に指定されており、優れた自然景勝地を有する。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は87,839haで県土面積(740,950ha)の12%を占め、そのうち森林面積が57,976ha(県全体460,514ha)、林野率が66%と県全体の62%と比べ森林の占める割合が高い状況である。

また、農用地面積の占める割合は、8%であり、県全体の15%に比べ低い状況である。

表 - 2 天草計画区における土地利用

単位: ha、%

区分	総数	森 林			農用地	その他
		総数	国有林	民有林		
天草計画区	87,839	57,976	1,160	56,815	7,026	22,837
構成比	100.0	66.0	1.3	64.7	8.0	26.0
上天草市	12,694	7,614	254	7,360	1,207	3,873
構成比	100.0	60.0	2.0	58.0	9.5	30.5
天草市	68,387	46,205	892	45,314	5,170	17,012
構成比	100.0	67.6	1.3	66.3	7.6	24.9
苓北町	6,758	4,156	14	4,142	649	1,953
構成比	100.0	61.5	0.2	61.3	9.6	28.9
県 計	740,950	460,514	63,565	396,949	111,557	168,879
構成比	100.0	62.2	8.6	53.6	15.1	22.8

資料: 総数及び農用地面積は土地利用状況把握調査(H30.10.1現在)、国有林面積は熊本県林業統計要覧(平成30年度版)、その他は総数から森林及び農用地面積を減じた数値。

注) 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

イ 人 口

本計画区の令和2年(2020年)4月1日現在の推計人口は、約10万7千人で、県全体の6.2%を占め、人口密度は、122人/km²と県平均の235人/km²を下回っている。

また、本計画区は過疎化が進行している地域であり、計画区内3市町のうち、上天草市及び天草市が過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けた、過疎地域となっている。

ウ 交 通

(ア) 道 路

昭和41年(1966年)に、上天草市大矢野町東北部から宇土半島に向けて主要幹線が整備され、上島西海岸と下島北海岸を結ぶ国道324号、上島東海岸から下島中央部を縦断する国道266号、下島西海岸を走る国道389号が通っている。

また、平成6年(1994年)12月に「熊本天草幹線道路」が地域高規格道路として計画路線に指定された。県内の高速交通ネットワークの横軸として、現在も国及び県で整備に取り組んでおり、平成30年(2018年)5月に熊本天草幹線道路の一部区間「三角大矢野道路」が開通している。

(イ) 航 路

平成12年(2000年)3月の天草空港の供用開始により、阿蘇くまもと空港や福岡空港を結ぶ便が開設され、重要な航路の一つになっている。

また、長崎県長崎市及び南島原市並びに鹿児島県長島町を結ぶフェリー及び旅客船も、地域の経済・観光の振興に大きく寄与している。

エ 産業の概要

(ア) 産業別総生産額

本計画区の産業活動は、都市部を中心に活発であり、平成29年度（2017年度）の総生産額は、県全体の5.5%に当たる33百億円となっている。

産業別構成比を見ると、第1次産業7.6%、第2次産業11.4%、第3次産業81.0%となっており、第2次産業が県全体の構成比より低く、第1次産業と第3次産業が県全体の構成比よりも高くなっている。

林業については、計画区全体で0.4%を占めており県平均の0.2%より高い構成比となっている。

また、林業生産額は、県全体の12%を占めている。

表 - 3 天草計画区における産業別総生産額

単位 生産額:百万円、構成比:%

区 分	総生産	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
天草計画区	(333,713)						
	332,086	25,264	8,129	1,459	15,677	37,700	269,122
構成比	100	7.6	2.4	0.4	4.7	11.4	81.0
上天草市	(69,714)						
	69,367	6,590	1,471	186	4,934	7,871	54,906
構成比	100	9.5	2.1	0.3	7.1	11.3	79.2
天草市	(213,256)						
	212,220	17,351	5,571	1,166	10,614	26,858	168,010
構成比	100	8.2	2.6	0.5	5.0	12.7	79.2
苓北町	(50,743)						
	50,500	1,322	1,087	106	129	2,970	46,207
構成比	100	2.6	2.2	0.2	0.3	5.9	91.5
県 計	(6,067,339)						
	6,034,994	212,456	173,549	12,458	26,449	1,621,739	4,200,799
構成比	100	3.5	2.9	0.2	0.4	26.9	69.6

資料: 平成29年度市町村民所得推計報告書(熊本県統計協会)

注) 1 総生産欄の下段の数値は、～を合計した金額である。上段()書きの数値は、下段の数値に輸入品に課される税・関税を加え、また総資本形成に係る消費税を控除した金額である。

2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(イ) 産業別就業者数

本計画区の産業別就業者数については、平成22年(2010年)と平成27年(2015年)の国勢調査の結果と比較すると、第1次産業、第2次産業、第3次産業とも減少傾向にあり、第1次産業、第2次産業は県全体でも同様の減少傾向となっている。

林業就業者数については、県全体の8%を占めている。なお、平成22年(2010年)の208人から平成27年(2015年)は202人と6人減少している。

表 - 4 天草計画区における産業別就業者数

単位:人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
天草計画区	53,167	7,205	4,359	202	2,644	9,468	36,352
	55,554	8,066	4,675	208	3,183	9,914	37,009
上天草市	12,147	1,558	828	18	712	2,526	7,954
	12,907	1,697	816	16	865	2,727	8,305
天草市	37,456	5,064	3,061	171	1,832	6,290	26,079
	38,904	5,779	3,395	178	2,206	6,460	26,292
苓北町	3,564	583	470	13	100	652	2,319
	3,743	590	464	14	112	727	2,412
県 計	834,257	80,001	72,728	2,603	4,670	171,591	563,243
	834,244	85,007	76,721	2,782	5,504	171,899	555,227

資料: 上段は平成27年国勢調査、下段は平成22年国勢調査

注) 総数には、分類不能の産業就業者数を含む。

(3) 民有林の概要

ア 森林資源等の状況

本計画区の民有林面積は、56,816haで本県民有林面積(396,949ha)の14%を占めている。

林種別の面積は、表 - 5 に示すとおり人工林23,062ha、天然林32,798ha、その他955haで、人工林率は40.6%であり、県平均の60.8%より低くなっている。

樹種別の主な面積構成を見ると、スギ10.8%、ヒノキ28.6%、マツ2.9%(人工林と天然林の計)、クヌギ0.4%(人工林と天然林の計)、広葉樹等(注1)55.5%となっており、人工林ではヒノキの占める割合が高く、樹種別では広葉樹等の占める割合が高くなっている。

人工林のうちスギとヒノキの齢級(注2)別面積構成について見ると、図 - 1 に示すとおり、スギは13齢級(61~65年生)を、ヒノキは10齢級(46~50年生)をピークとする構成となっている。また、スギ・ヒノキ人工林のうち保育を必要とする7齢級以下の森林が4.9%となっており、県平均の10.0%に比べ低くなっている。

また、広葉樹等の占める割合は、県内で最も高くなっており、広葉樹をは

はじめとして森林は、生物多様性の保全や人々が森林と身近にふれあう場として貴重な場となっており、適切な利用を通じて良好な生態系を維持していく必要がある。

(注1)「広葉樹等」は、天然生広葉樹林のうち高木層が複数の樹種によって構成されている森林で、森林簿、電算帳票及び統計資料等においては「広葉樹等」と表現している。本本計画区においては、各地域に分布するヤブツバキクラス域の植生に含まれる。植生区分上の樹種等については、表 - 6 のとおりである。

(注2)「齢級」は、林齢を5年単位でまとめたものをいい、1齢級は1～5年、2齢級は6～10年としている。

表 - 5 天草計画区における民有林の林種別樹種別面積

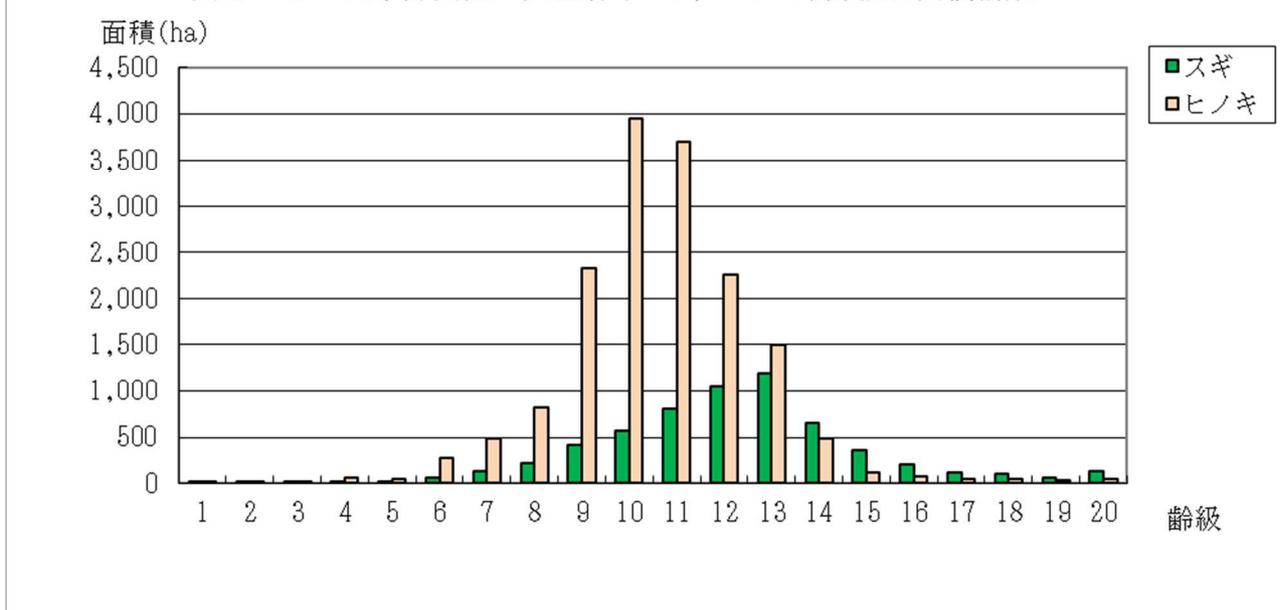
単位 面積:ha、構成比:%

区 分	計画区計	
	面積	構成比
総 数	56,815	100.0
人 工 林	23,062	40.6
スギ	6,115	10.8
ヒノキ	16,255	28.6
マツ	389	0.7
クヌギ	203	0.4
その他	100	0.2
天 然 林	32,798	57.7
マツ	1,250	2.2
クヌギ	25	0.0
広葉樹等	31,522	55.5
その他	1	0.0
そ の 他	955	1.7
竹林	364	0.6
無立木地等	591	1.0

資料: 森林整備課

- 注) 1 数値は、地域森林計画対象森林に係るものである。
 2 無立木地等は、伐採跡地、未立木地、更新困難地及び特殊林を合わせたものとしている。
 3 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

図 I - 1 天草計画区の人造林(スギ、ヒノキ)齢級別面積構成



資料：森林整備課

表 - 6 天草計画区における天然生広葉樹の植生区分

区分	群集・群落等の名称	分布する標高域	主要な構成樹種(高木層)	備考
ヤブツバキク	シイ・カシ萌芽林	0~700m	コジイ、スダジイ、アラカシ、ウラジロガシ、ヤマハゼ、ヤブツバキ、タブノキ、ネムノキ、クロキ、クヌギ	
ラス域	クヌギ・コナラ群集	0~100m	クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、ヤマハゼ	
	イチイガシ群集	0~700m	イチイガシ、コジイ	
	ムクノキ・ホルトノキ群集	0~100m	ホルトノキ、タブノキ、シロダモ、ヤマモモ、ヤブニッケイ、ムクノキ、アラカシ、ハゼノキ	

資料：熊本県における広葉樹造林の手引き(熊本県林務水産部)

イ 保安林

本計画区の保安林面積は 7,417ha で計画区内私有林面積の 13.1%を占め、その種類別面積は、水源かん養保安林が 4,816ha、土砂流出防備保安林が 1,992ha、土砂崩壊防備保安林が 108ha、その他が 501ha となっており、指定割合が県内平均(28.1%)よりも低くなっている。(令和元年度(2019年度)末で重複指定面積を除く。)

ウ 自然公園等

本計画区内には、雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、染岳自然環境保全地域及び福連木角山自然環境保全地域等が指定されている。

エ 所有形態別森林面積

本計画区の私有林について所有形態別に見ると、私有林が48,036haで84.5%を占め、公有林は、市町村有林(財産区有林を含む)が6,047ha(10.6%)、県有林が815ha(1.4%)であり、その他(公益社団法人 熊本

県林業公社、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター等）が1,920ha（3.4%）となっている。

数値は、四捨五入の関係上総計とは必ずしも一致しない

オ 森林の機能別面積

森林の多面的機能のうち特に発揮することを期待されている機能について、市町村森林整備計画で定められている公益的機能別施業森林等の区域別面積及び本計画区におけるその割合は、令和2年（2020年）4月現在で以下のとおりである。

水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
15,780ha（27.8%）

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
7,241ha（12.7%）

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
13,623ha（24.0%）

カ 森林資源の推移

本計画区における過去5カ年の私有林面積の推移を見ると、平成27年度（2015年度）調査時には56,785haであり、令和2年度（2020年度）調査では、56,815haに増加している。

また、1ha当たりの森林蓄積の推移を見ると、平成27年度（2015年度）調査時に230^m³であり、令和2年度（2020年度）調査では244^m³に増加している。特に、人工林の針葉樹については、352^m³から379^m³に増加している。

表 - 7 天草計画区の私有林における森林資源の推移

単位 面積:ha、蓄積:千^m³、千束(竹林)

区 分		平成27年度(2015年度)調査			令和2年度(2020年度)調査			
		面積	蓄積	ha当蓄積	面積	蓄積	ha当蓄積	
総 数		ha 56,785	千 ^m 3(束) 12,850	^m ³(束) -	ha 56,815	千 ^m 3(束) 13,619	^m ³(束) -	
立 木 地	総 数	55,835	12,850	230	55,860	13,619	244	
	人工林	総 数	23,037	8,030	349	23,062	8,669	376
		針葉樹	22,739	7,994	352	22,760	8,629	379
		広葉樹	298	36	121	302	40	132
	天然林	総 数	32,798	4,820	147	32,798	4,950	151
		針葉樹	1,251	222	177	1,250	227	182
広葉樹		31,547	4,598	146	31,548	4,723	150	
竹 林		365	(374)	(1,025)	364	(373)	(1,025)	
無立木地等		585	-	-	591	-	-	

資 料: 熊本県森林整備課

注) 1 蓄積の総数には、竹林の蓄積(単位:千束)は含まない。

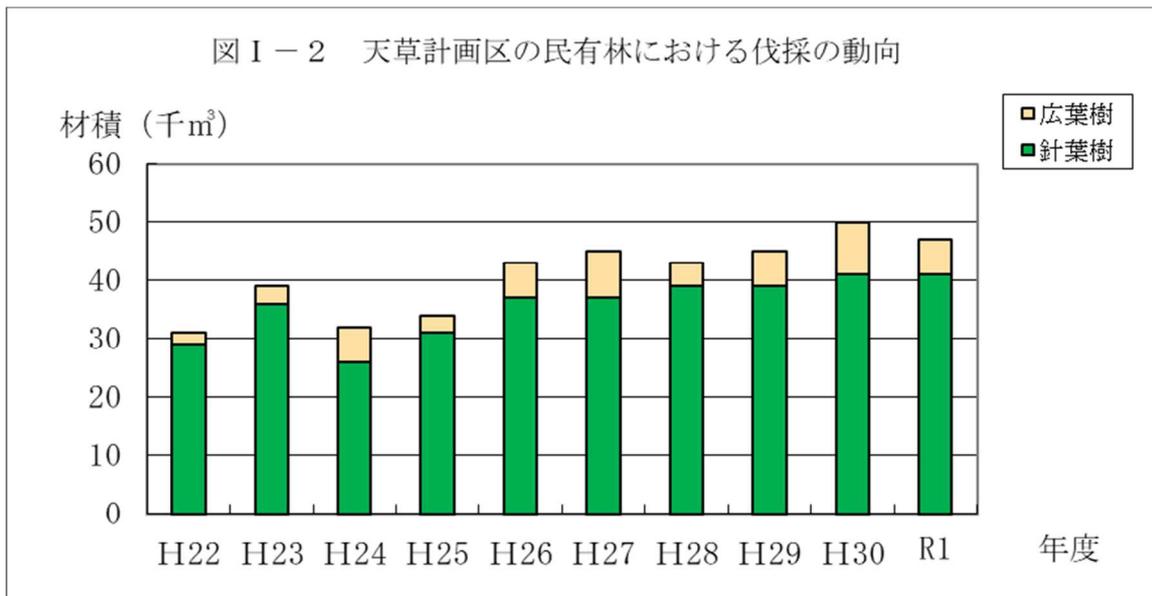
2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

キ 伐採及び造林の動向

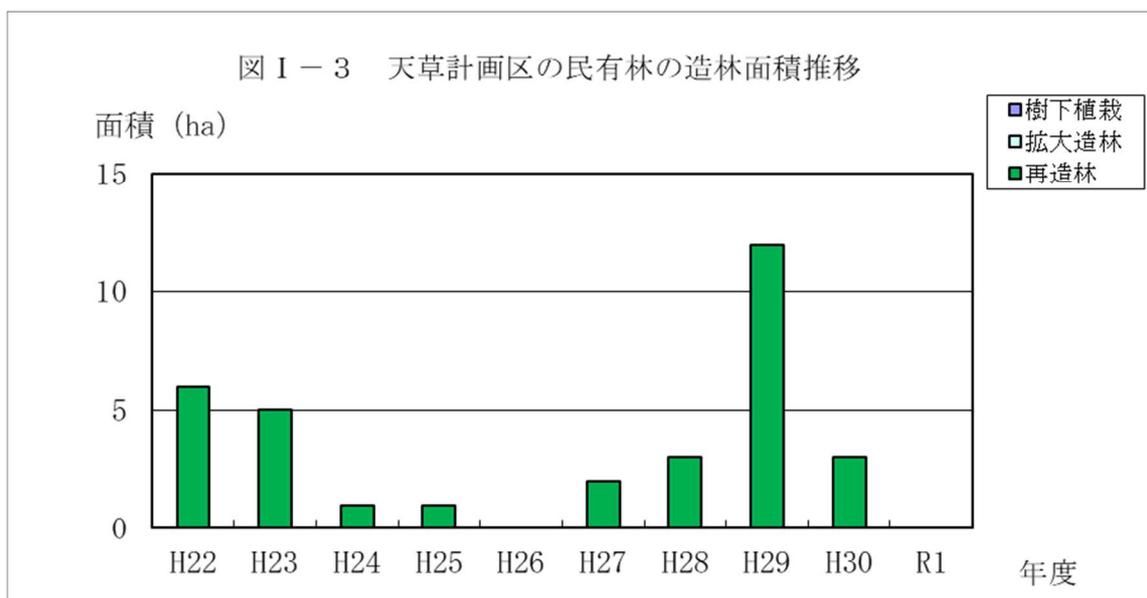
本計画区の民有林における伐採（素材生産量）の動向を見ると、図 - 2 に示すとおり大きな変動は見られず、ほぼ横ばいで推移しており、平成22年度（2010年度）から令和元年度（2019年度）までの10カ年平均では年間41千 m^3 （針葉樹36千 m^3 、広葉樹5千 m^3 ）が生産されている。

人工造林の動向を見ると、図 - 3 に示すとおりであり、造林面積全体が減少傾向となっている。

なお、平成22年度（2010年度）から令和元年度（2019年度）までに33haが造林されている。



資料：熊本県林業統計要覧



資料：熊本県林業統計要覧

- (1) 「樹下植栽」とは、複層林の造成を目的として樹下に苗木の植栽を行うこと。
- (2) 「拡大造林」とは、天然林を伐採した跡地、原野などに人工造林を行うこと。
- (3) 「再造林」とは、人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

ク 基盤整備の状況

本計画区内の民有林における令和元年度（2019年度）末の既設^{きせつ}林道等は62路線（注）あり、既設延長は200kmとなっている。

林道等密度は、令和元年度（2019年度）末現在で3.5m/haとなっており、県平均の5.4m/haを下回っている。

また、作業道については、令和元年度（2019年度）末現在で2,874路線、総延長1,197kmが整備されている。

（注）林道等とは、森林基幹道、森林管理道、林業専用道をいう。

路線数は、複数の市町村にまたがる路線にあっては1路線として算出している。

ケ 林産物の生産等の状況

（ア）木材の流通加工

本計画区の令和元年度（2019年度）末における素材市売市場は1箇所（森林組合系統共販所）で、その取扱量は、年間6千 m^3 となっている。本計画区内で生産された素材は、当市場のほか、一部は他流域の市場や製材所等へ出荷されている。

本計画区の令和元年度（2019年度）末における製材工場は12工場で、3万1千 m^3 の製材品を生産しており、県全体（689千 m^3 ）の4.5%に当たる。また、木材チップを生産している工場は2工場で、年間7千 m^3 の木材チップを生産しており、これは県全体（826千 m^3 ）の0.8%に当たる。

（イ）特用林産物

本計画区の令和元年度（2019年度）の生産量は、乾しいたけ0.8トンで県全体（182トン）の0.4%、生しいたけが6.0トンで県全体（654トン）の0.9%を占めている。

乾しいたけは、天草市、苓北町で生産されており、生しいたけは、主に天草市で生産されている。

たけのこについては、主に天草市で生産されており、平成31年度（2019年度）の生産量は、県全体（2,863トン）の0.1%に当たる3.4トンとなっている。近年の生産量は図 - 5 に示すとおり、近年減少傾向にある。

また、本計画区ではツバキ油の生産も行われている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（計画期間H28（2016）.4.1～R8（2026）.3.31）における前半5カ年分の実行結果及びその評価は次のとおりである。

主伐立木材積について

主伐については、表 - 8 のとおり主伐立木材積は33千 m^3 （実行率9%）となった。

主伐の実行率が計画を下回った要因として、木材価格の低迷や主伐後の再造林に労力と経費を要することが影響したと考えられる。

しかし、利用期に達した森林資源が増加しており、今後主伐量が減少することは見込まれにくいことから、より一層、施業の集約化を図るとともに森林所有者の負担を軽減する再造林の効率化・低コスト化を図る必要がある。

間伐立木材積及び間伐面積について

間伐については、表 - 8 のとおり間伐面積は7,182ha（実行率90%）であり、間伐立木材積は613千 m^3 （実行率102%）となった。

今後も間伐を進めるためには、計画区域内における林業の中核を担う森林組合を始めとする林業事業体が経営基盤を強化し、地域林業のマネジメントができる体制づくりを行うとともに、森林所有者に対する働きかけを通して集約化施業を推進する必要がある。

造林面積について

造林面積は、表 - 8 のとおり413ha（実行率25%）となった。これは、主伐立木材積が33千 m^3 （実行率9%）と計画量を大幅に下回ったことが影響している。

なお、人工造林については、主伐後の再造林が主となるため、コンテナ苗を活用した主伐と植栽の一貫作業や造林作業の省力化に資する新技術の活用を一層推進する必要がある。

林道等の開設延長について

林道及び林業専用道は、表 - 8 のとおり延長547m（実行100%）が開設された。

現在、林道等の既設延長は202kmとなっており、民有林林道等整備計画（平成29年度（2017年度）策定）の令和58年度（2076年度）末の目標延長（本計画区：435km）に対し46%の達成率となっている。

路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要がある。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合わせ、地域の資源状況や作業システムに応じて整備する必要がある。

保安林指定面積について

保安林面積は、計画の8,217haに対し7,420haとなり、若干計画を下回

った指定面積となった。

今後も、計画的な保安林の指定が必要である。

治山事業実施地区について

治山事業の実施地区数は、計画の78地区に対し44地区（実行率56%）となった。

本計画区の6割が火山灰土等の特殊土壌地帯であり、また急峻な地形が多いという現状を踏まえ、令和2年（2020年）7月の集中豪雨などにより発生した山地災害の復旧、予防対策や水源地域における森林再生対策などに今後とも計画的に取り組む必要がある。

表 - 8 前計画における前半5カ年分の実行結果

項目	計画	実行	実行率
伐採立木材積	973 千 m ³	646 千 m ³	66%
主伐	373 千 m ³	33 千 m ³	9%
間伐	600 千 m ³	613 千 m ³	102%
間伐面積	8,000 ha	7,182 ha	90%
造林面積	1,648 ha	413 ha	25%
人工造林	1,016 ha	18 ha	2%
天然更新	632 ha	395 ha	63%
林道等の開設()	547 m	547 m	100%
保安林面積(期末)	8,217 ha	7,420 ha	90%
治山事業施行地区	78 地区	44 地区	56%

() 林道及び林業専用道の合計延長

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林に対する要請

2015年に、京都議定書の後継となる「パリ協定」が採択（2016年発効）され、2020年以降の気候変動対策の新たな法的枠組みが定められたことにより、二酸化炭素の吸収源として機能する森林の役割、再生産可能で資源循環型社会の構築に貢献する木材の利用が大いに注目されている。

さらに、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が社会全体で高まっている。森林は、SDGsの目標15の中に「持続可能な森林の経営」と掲げているほか、様々な目標に関連しており、森林分野においても様々な取組が広がっている。

このような中、森林に対する県民の期待は、木材等林産物の供給や県土の保全をはじめ、水源の涵養^{かん}、保健休養の場の提供、自然環境の保全及び形成等、多様化かつ高度化している。特に、本計画区は、島嶼地域であるため水の確保への関心が強く、また、雲仙天草国立公園特別地域が存在するため、景観保全への関心も強い地域である。

また、本県では森林の持つ水源の涵養^{かん}、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図ることが求められる中、平成17年（2005年）4月から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入し、第4期となる令和2年度（2020年度）からは「県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり」、「県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり」を2本柱に取組を実施している。

(2) 計画区の民有林の現状

本計画区の民有林においては、県平均（同：60.8%）と比較すると人工林の割合は低い状況にあるが、これまで積極的な林種転換によって人工林が造成され、23,062ha（人工林率：40.6%）となっている。そして、森林資源の成熟度は、人工林を中心に着実に高まってきており、森林の造成から森林資源の質的な充実段階を経て本格的な利用期を迎えている。

しかし、林業担い手の減少、高齢化及び木材価格の低迷により林業経営の意欲が減退していることから、保育・間伐等の適正な施業及び管理が行われない森林や、伐採後に植栽が行われない森林の増加が懸念される状況にある。

また、人工林では、放置竹林による侵入やニホンジカによる植栽木（苗木）への食害や成木の剥皮被害など野生鳥獣による被害が懸念されている状況である。

(3) 森林の整備及び保全の推進方向

(1)のような県民の期待にこたえ、森林の有する公益的機能の維持・増進を図りながら木材の循環利用を確保していくためには、生態系の一部を構成する森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要となっている。このため、本計画においては(2)の現状を踏まえ、

次の事項を推進することとする。

- ア 多様な公益的機能の発揮に対する県民の要請や木材需要に対応するため、長伐期施業や複層林施業の実施、天然生林の的確な保全・管理
- イ 木材資源の効率的な循環利用を重視した適切な保育・間伐の実施や、伐期に達した人工林の計画的な主伐と伐採跡地への確実な造林
- ウ 森林浴や環境教育等の場、ボランティアなどが森林づくりに参加できるフィールド及び都市と山村の交流の場としての森林等、多様な森林の整備
- エ 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策や森林病虫害及び獣害の防止対策等の推進による森林の的確な保全
- オ 森林の効率的な整備及び保全や山村地域の振興に資する基盤としての路網の計画的な整備
- カ 森林・林業・木材産業関係者等が連携することによる、森林計画区の特性に
応じた木材の安定供給、加工及び流通体制の整備

(4) 基本的な考え方

- ア この計画においては、(3)に掲げる推進方向に沿って、全国森林計画に即し、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」における理念や基本施策との整合を図ることとし、地域の特性を踏まえて森林の整備と保全に関する事項について定める。
- イ (3)に掲げる森林の整備及び保全の推進に当たっては、森林が多様な生物の生育・生息地であり、生物多様性の保全に寄与していることに十分配慮することとする。
- ウ の計画事項に掲げる項目ごとの基本的な考え方は、次のとおりとする。

計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的、社会的、経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが適当な森林を対象とする。

森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する機能を、「水源涵養^{かん}」、「山地災害防止／土壤保全」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、「生物多様性保全」、「木材等生産」の7つの機能に包括区分するとともに、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて、目標

とする森林の姿を定める。

また、その目標とする森林の姿に誘導するための森林整備及び保全の基本方針を定めるとともに、その方針を考慮のうえ、計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を定める。

森林の立木竹の伐採に関する事項

市町村森林整備計画において定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」及び「立木の標準伐期齢」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採立木材積については、伐採の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して計画する。

特に、公益的機能の維持・増進に配慮しつつ木材資源の持続的利用の推進を図ることが必要なことから、成熟しつつある人工林の計画的な伐採を見込むとともに、自然条件に応じて、育成複層林の導入、長伐期化、広葉樹化等を考慮のうえ伐採立木材積を計画する。

造林に関する事項

市町村森林整備計画において定める「人工造林及び天然更新の対象樹種」、「植栽本数その他造林の標準的な方法」、「伐採跡地の更新すべき期間」及び「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採跡地においては、自然条件等に適合した人工造林又は天然更新により速やかに森林の造成を図ることとし、主として で計画した主伐材積に見合う造林面積を計画する。このうち人工造林については、再造林、未立木地等への造林及び育成複層林の樹下植栽の面積を見込み、天然更新については、ぼう芽更新や天然下種更新、人工林内において天然木の育成を図る面積等を見込んで計画する。

育成複層林（樹下植栽又は天然下種更新によるもののほか、保育・間伐により複層林へ誘導するものを含む。）の導入計画については、「水とみどりの森づくり税事業(熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業)」などにより推進しているが、本計画では、森林資源の状況等を勘案し、計画期間内における目標面積を定める。

間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画において定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」、「保育の作業種別の標準的な方法」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

人工林においては、その多くが伐採時期を迎えるなど成熟化しつつある中、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、施業の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して間伐立木材積を計画する。

公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「公益的機能別施業森林等の区域」及び「公益的機能別施業森林等の区域における施業の方法」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

公益的機能別施業森林とは、^{かん}で区分される機能別の森林のうち、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」について定めるもので、地域における森林の整備及び保全の基本方向を示す基礎となるものであることから、その区域の設定に当たっては、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、上記のほか「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」についても設定することとするが、その施業方法等の基準については、関連する計画事項において定める。

なお、林道等路網の開設に当たっては、生態系への配慮及び自然環境の保全に関する事項を定める。

林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網は、効率的な森林施業及び森林の適正な管理経営を行ううえで必要不可欠な施設であるとともに、山村の生活基盤の整備や地域の活性化を図るうえでも重要な役割を担っていることから、本計画においても林道等路網の整備を推進することとし、別に定める民有林林道等整備計画の令和58年度（2076年度）末の目標延長（本計画区：435km、県全体：3,592km）、地域における森林の整備及び保全の面積及び林内路網の整備状況等を基準として計画する。

また、開設する林道等路網の路線配置及び規格・構造等や効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を定め、森林の整備及び保全の目標を実現するために必要な林道等の整備を行う。

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化に当たっては、関係者の合意形成及び民有林と国有林の密接な連携を図りつつ総合的に取り組む必要があることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即して、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施・森林施業の共同化の促進、林業担い手の確保及び育成、林業機械の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を推進することとし、その取組の方向性を定める。

森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林を、

地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に考慮して定めるとともに、森林施業の実施や土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を示す。

保安施設に関する事項

保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、全国森林計画の計画量等を勘案しつつ当計画の始期における保安林面積に計画期間内において新たに保安林の指定を計画している森林面積及び保安林の解除を相当とする森林面積を加減し、当計画の期末における保安林の種類別の目標面積等を定める。

また、実施すべき治山事業の数量は、自然災害発生箇所や山地災害危険地区での事業を優先的に実施するなど、事業の重要性及び緊急度等を勘案し、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位として定める。

特定保安林（指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、全国森林計画に定める要件のすべてを満たすもの）として指定された保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を定める。

森林の保護に関する事項

市町村森林整備計画において定める「森林病虫害の駆除又は予防の方法等」及び「鳥獣による森林被害対策の方法」等について、その計画に当たっての基準となる森林病虫害、獣害及び林野火災に係る森林の保護及び管理の方針等を定める。

また、「森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項」について、林野火災の予防の方針を定める。

保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「保健機能森林の区域」、「保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法」及び「保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

保健機能森林は、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について指定するものとする。

その他必要な事項

法令により施業について制限を受けている森林について、その所在、面積及び施業方法を定める。

計 画 事 項

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町村別の面積は、表 - 1 のとおりである。

表 - 1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

市 町 村	面 積 (ha)
総 数	<u>56,815.23</u>
上 天 草 市	7,360.05
天 草 市	<u>45,313.65</u>
苓 北 町	4,141.53

注) 1 本計画の対象森林は、次に掲げる事項の対象となる。

(1) 森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。 1)

1 保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第34条、第34条の2及び第34条の3の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第7条、第8条及び第8条の2の規定が適用される。

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

2 森林計画図は、熊本県農林水産部森林局森林整備課及び天草広域本部農林水産部林務課において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林資源の姿」を表 - 2 のとおり定める。

表 - 2 機能発揮の上から望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源 ^{かん} 涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
山地災害防止機能 / 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう適正かつ計画的な森林の施業及び保全管理を推進することとする。

その際、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

また、林道等路網は、森林の適正な経営管理や効率的な森林施業の実施に不可欠な施設であり、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じ、以下のとおり森林整備及び保全の基本方針を示す。

(ア) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 山地災害防止機能 / 土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能 / 土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件

を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しな

がらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表 - 3 のとおり定める。

表 - 3 単位 面積：ha

区 分		計画期首	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	23,202	22,096
	育 成 複 層 林	406	1,486
	天 然 生 林	32,967	32,993
立木地の森林蓄積(m ³ /ha)		240	267

注) 1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(1)により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、植栽又は播種により造成された単一の樹冠層を構成する森林(天然木の割合が25%以下のものを含む。)で、本県のスギ・ヒノキ等の人工林の大部分が該当する。天然林の場合、ぼう芽更新等と人為の組み合わせにより造成された単一の樹冠層を構成する森林で、本県のクヌギぼう芽林の大部分が該当する。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐(2)等により伐採し、複数の樹冠層(3)を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、上層木の択伐等及び樹下植栽により造成された複

数の樹冠層を構成する森林（樹下植栽によらないもので、天然木の割合が25%を超えるものを含む。）、天然林の場合、上層木の択伐等及び天然下種更新等により造成された複数の樹冠層を構成する森林をいう。

3 「天然生林」は、主として天然力を活用(4)することにより成立させ維持される森林をいう。

具体的には、天然林のうち育成単層林及び育成複層林以外の森林で、区分上、伐採跡地、未立木地及び竹林を含めている。

4 区分ごとの面積の合計は、更新困難地(5)及び特殊林(6)を含まないため、本計画の対象森林の総面積とは一致しない。

(1)「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものである。

(2)「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)することである。

(3)「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものである。

(4)「主として天然力を活用」とは、自然に落下した種子が発芽して生育することやぼう芽により更新を行うこと等である。

(5)「更新困難地」とは、岩石地、崩壊地等である。

(6)「特殊林」とは、モリシマアカシア林、ツバキ林等である。

2 その他必要な事項

森林に対する県民の期待は、水源の涵養^{かん}、県土の保全及び木材等の生産はもとより、保健休養及び文化的・教育的利用等の身近なものから、資源循環型社会の構築や地球温暖化防止への貢献といった地球規模の生活環境、自然環境の保全に関するものまで多様化し高度化してきている。

一方、林業担い手の減少・高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意欲の減退等により、適正な管理が行われぬ森林が存在しており、森林の持つ多面的な機能の低下が危惧される状況にある。

このような中、本県では、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に基づき、森林・林業・木材産業における課題の解決に向けた具体的な施策の推進に取り組んでいるところである。

本計画の具体的な推進に当たっては、上記の基本計画と連携しつつ取り組むこととする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（市町村森林整備計画において定める事項の指針）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の伐採立木材積（表 - 12）を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を考慮して、立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるもので、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

ア 立木の伐採（主伐）

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとし、また、野生動物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は表 - 4 を目安として定めるものとする。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

表 - 4 生産目標別の主伐の時期の目安

地 域	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期 の 目 安
		生産目標	仕立て方法	期待径級	
天 草 計 画 区	ス ギ	一 般 材	中仕立	2 7 cm	4 0 年
		大 径 材	中仕立	3 6 cm	7 0 年
	ヒノキ	一 般 材	中仕立	2 2 cm	4 5 年
		大 径 材	中仕立	3 2 cm	8 0 年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、表 - 5 に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。この場合、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、立木の標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるものではないので留意するものとする。

表 - 5 主要樹種ごとの標準的な伐期齢

地 域	主 要 樹 種 別 の 伐 期 齢					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
天草計画区	4 0 年	4 5 年	3 5 年	3 5 年	1 0 年	1 5 年

(3) その他必要な事項

ア 伐造届出旗の掲示

伐採箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、市町村が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

イ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分の指針
制限林、特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林以外の森林で、風害及び病虫害等の被害を受けているもの、又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましく、かつ、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものとする。

ウ その他

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて計画的な伐採を行うほか、路網の整備及び機械化による効率的な伐採を推進することとする。

2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表 - 14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、森林所有者等が造林を行う際の樹種選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、樹種又は品種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、木材の利用状況等経済的条件や気象、地質、地形、土壌等自然的条件等を考慮し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要である。

人工造林の対象樹種は、既往の実績等からスギ、ヒノキ、クヌギを主体に定めるものとするが、これ以外の樹種について定める場合は、「熊本県における広葉樹造林の手引き」（熊本県発行）等を参考として、地域の自然条件等に適した樹種を選定するものとする。

(イ) 森林所有者等が定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な樹種の選択がなされるよう留意するものとする。

(ウ) マツ林については、松くい虫の被害防除対策を適切に行うとともに、マツ林の造成に当たっては、抵抗性マツの植栽を推進することとする。

(エ) 苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、森林所有者等が造林を行う際の方法選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林のうち育成単層林の植栽本数は、下表の本数を標準として定めるものとし、育成複層林における樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、育成単層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するよう定めるものとする。

なお、今日の社会的要請を踏まえて、多様な森林の整備を図る観点から、多様な生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるよう留意するものとする。

ただし、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な植栽がなされるよう留意するものとする。

植栽本数の基準

樹 種	植栽本数（ha 当り）
スギ、ヒノキ、クヌギ、 高木性広葉樹、マツ類、 その他	1,500本 ~ 3,000本

注) 高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。

なお、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努めるものとする。

b 植付けの方法

通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。

c 植栽の時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

それ以外の森林

基本的に上記と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、マツ、クヌギ、シイ、カシ類を主体に定めること

とし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとする。この場合、多様な森林の整備を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種を定めるよう留意するものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 期待成立本数として想定される本数、天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は10,000本/ha以上を基準として、気象、自然条件、既存の更新方法等を勘案して定める。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとする。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

a 地拵えの方法

人工林又は天然林の伐採後、天然下種更新(当該林分内又は隣接地の母樹からの種子落下による天然更新)を行う場合においては、種子の定着に適した環境を整備することを目的として、(1)イの(イ)のaに準じて地拵えを行うこととする。

b 地表かき起こし

天然下種更新を行う場合においては、必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意することとする。

c 刈出し

天然更新を行った林地のうち、ササ等の被圧により更新が阻害されているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特性や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行うこととする。

d 不用ぼう芽の除去(芽かき)

ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

e 植込み及び播種

天然更新を行った林地のうち、稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行うこととする。

(ウ) 天然更新の完了確認

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、市町村の区域内の気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、原則として小班ごとに定めるものとする。

天然更新が期待できない森林とは、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できないものをいう。

(4) その他必要な事項

ア 育成複層林の導入計画面積

育成複層林の導入計画面積については、表 - 6 のとおり計画する。

表 - 6 育成複層林の導入計画面積

区 分	面 積 (ha)	備 考
総 数	360	

注) 育成複層林の導入とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業(下層木の植栽、更新補助作業)を初めて行うことである。

イ 植栽未済地対策

人工林の伐採(皆伐)後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

3 間伐及び保育に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の間伐立木材積(表 - 12)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、既往の間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、林木の生育の促進及び利用価値の向上並びに林分の健全化を図るため、森林所有者等が間伐を行う際の規範として定めるもので、表 - 7に示す内容を基礎とし、主要樹種及び施業体系等の別に定めるものとする。

なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

表 - 7 樹種別施業体系別の標準的な間伐実施林齢

樹種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐時期(林齢)						備考
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	1,500~ 2,000	一般材		28~34					
		大径材		28~35	39~52	58			
	3,000	一般材	14	23	31				
		大径材	14	23	31	45	57		
ヒノキ	1,500~ 2,000	一般材		34~39					
		大径材		34~40	42~55	61	72		
	3,000	一般材	14	25	31				
		大径材	14	25	31	40	55	65	

注) 1 1回目の欄は、除伐(植栽木以外の樹種の伐採。この場合、スギ、ヒノキ以外の樹種の伐採)を兼ねた初回間伐の林齢である。(については、必要に応じ除・間伐を行うこと。)

2 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

公益的機能別施業森林とは、水源^{かん}涵養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道等路網の整備状況、住民の意向等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林のことである。

公益的機能別施業森林には、下記の(1)のアの(ア)水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、同(イ)土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当し、公益的機能別施業森林等の「等」については(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当することとなる。

公益的機能別施業森林等の区域における施業については、それぞれの区分ごとにその整備目標に応じた施業の方法を定め、たうえで推進していくこととする。

なお、公益的機能別施業森林等の区域及びその整備に関する事項等は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分、森林の自然条件、林道等の整備の状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等を考慮のうえ、次の事項を指針として、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(ア) 水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源^{かん}涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺の森林、並びに水源^{かん}涵養機能の評価区分の高い森林など水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の ~ の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防火保安林や、県民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

保健文化機能の維持増進を図る森林
保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
当該森林のうち、伐期の間隔の拡大とともに、下記のいずれかに該当する森林については、皆伐の伐採面積の規模を縮小することとする。

- a 地形について、標高の高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域の森林
- b 気候について、年平均又は季節的降水量の多い地域、短期間に強い雨の降る頻度が高い地域の森林
- c 大面積の伐採が行われがちな地域の森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
下記 ~ に該当する森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を推進し、それ以外の森林については小面積皆伐による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐採区域の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐すること

も可能であるが、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

- a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている森林
- b 地質について、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所の森林
- c 土壌等について、火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林

快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

保健文化機能の維持増進を図る森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望み見られるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域である。そのため、区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林や林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林等の自然的条件

から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、森林経営管理制度の運用に際し、林業経営に適した森林と扱われる森林については、この区域内の森林であることが望ましい。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、表 - 4 を目安として定めるものとする。

(3) その他必要な事項

〔該当無し〕

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の整備については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道等について、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を促進することとする。

この場合、開設する林道等路網の路線配置及び規格・構造等の基本的な考え方については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

なお、基幹路網の現状は次のとおりである。

表 - 9 基幹路網の現状

区分	路線数	既設延長 (m)
基幹路網	62	201,039
うち林業専用	1	1,466

注)
本表の路線延長には、改築延長を含まない。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

林道、林業専用道や森林作業道など車両や林業機械が走行する路網における効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表 - 10を基礎として定めるものとする。

地形、経営形態等、地域の特性に応じた指向すべき作業システムの考え方は表 - 11を参考に定めるものとする。

表 - 10 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

(単位：m/ha)

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0～15°)	車両系	100～250	35～50
中傾斜地(15～30°)	車両系	75～200	25～40
	架線系	25～75	
急傾斜地(30～35°)	車両系	60～150	15～25
	架線系	15～50	
急峻地(35°～)	架線系	5～15	5～15

表 - 11 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例				
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬	
緩傾斜地(0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック	
中傾斜地(15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック	
	架線系		100～300	チェーンソー	ウインチ	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地(30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル	ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤーダ	タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急峻地(35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック	

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

(3)路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)
の基本的考え方

基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域として定める「路網整備等推進区域」の設定に当たっては、林班ごとの地形・地質、森林の機能別調査の木材等生産機能、傾斜に応じた路網密度水準から判断し、幹線となる林道の利用区域を考慮して定める。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、熊本県林業専用道作設指針、熊本県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
〔該当なし〕

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、計画区内の県、市町村、森林管理署、森林組合等の林業事業体及び木材加工・流通事業体等で構成する関係者の合意形成及び民有林と国有林の連携を図りつつ、委託を受けて行う森林の施業・経営の実施、森林施業の共同化、林業担い手の育成、林業機械化の推進、県産材の加工・流通体制の整備及び木材等の生産、加工・流通における条件整備等を計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

本計画区の民有林においては、小規模・分散型の所有形態が特に多く、林業の採算性悪化の一要因となっている。これらの森林について、伐採や造林等の森林施業の実行を確保するためには、森林の集約化や森林施業の

共同化を促進し、林業生産性の向上を図ることが重要である。

このため、小流域単位で森林の集約化が可能な地域を中心に、市町村、森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林施業の共同実施や森林作業道等の開設及び維持管理に係る森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画の作成を推進し、森林施業の計画的かつ効率的な実行を確保する。

イ 森林の経営に係る受委託の促進による森林の経営規模の拡大

本計画区の民有林においては、不在村森林所有者の経営放棄や所有森林を管理・経営する意欲が減退している森林所有者が増加しており、これらの所有森林については、適時適切な森林施業の実行確保が困難な状況となっている。

このため、不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲のある森林所有者、森林組合、林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

ウ 森林施業共同化の推進体制の強化

上記の森林施業の共同化や集約化を促進するため、県、市町村及び森林組合等関係機関の連携による森林所有者等への指導・支援体制を強化する。

また、森林組合等林業事業体に所属し、小規模な森林所有者に対し森林施業の内容、経費、木材の販売収支等を明示したうえで森林施業を提案する「森林施業プランナー」の養成対策を推進する。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

令和元年度(2019年度)から開始された森林経営管理制度においては、森林所有者に対して適切な森林の経営管理への責務を明確化したうえで、森林所有者が森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施することとなっている。

このため、市町村において森林所有者等に対して経営管理に関する意向調査を進めるとともに、経営管理権集積計画の策定を進める等、当該制度を活用することを通じて森林の適切な管理を図るとともに、森林施業を効率的に実施する。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の育成強化

森林組合は、森林の保育管理から木材の生産までの幅広い森林施業を実施する地域の中核的事業体として位置づけられている。その経営基盤を強

化するため、本県では、広域合併推進基本計画に基づき、森林組合の広域合併を推進してきたところであり、本計画区内においては、平成14年に天草地域森林組合が発足している。

引き続き森林組合に対する指導・支援を強化し、経営基盤の強化及び生産基盤の拡充を図る。

また、令和2年(2020年)4月現在で天草地域森林組合及び1林業経営体が、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る改善計画の知事認定(以下「認定事業体」という。)を受けている。県と公益財団法人熊本県林業従事者育成基金(熊本県林業労働力支援センター)(以下「育成基金」という。)との連携により経営基盤の強化や雇用環境の整備に必要な支援を行うとともに、その他の林業経営体については知事認定に向けた指導・支援を推進する。

さらに、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立する林業経営体へ育成を図る者を熊本県版育成経営体「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」として新たに県が選定し支援する。

イ 林業従事者の確保・育成

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施策を推進するうえで、その担い手である林業従事者の確保・育成が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、平成27年国勢調査によると202人で前回調査(平成22年:208人)と比較して6人減少しており、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を更に図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき平成30年度(2018年度)に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の確保・育成のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年(2019年)4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの研修等各種研修を実施し、優秀な林業従事者の育成に努める。

雇用環境面では、認定事業体に対し、林業従事者の社会保険の加入促進等の就業環境や雇用条件の整備に対する支援や事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

なお、本計画区内においては、認定事業体に平成27～31年度(2015～2019年度)の5カ年間で21人の新規就業者が林業に従事している。

さらに、森林組合などの林業経営体と建設業や造園業などが連携しながら森林施策や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創

出につながることから、地域における林業と異業種が連携した取組を支援する。

ウ 林業後継者の育成

本計画区における林業経営体数は、平成22年（2010年）に319であったものが、平成27年（2015年）には246へと減少しており、このうち経営規模が5ha未満の経営体が35%を占めている。（2010年世界農林業センサス、2015年農林業センサス）

森林・林業を支える山間地域においては、少子高齢化や農林業以外への就業が急速に進んでおり、林業後継者の育成はもとより、林業の振興をはじめとした山村の定住環境の整備促進が緊急の課題となっている。

このような中、林業後継者等で構成される林業研究グループは、令和元年度（2019年度）現在で1グループ（会員21人、うち女性6人）であり、林業事業体と同様に地域における森林整備の重要な担い手であるが、その育成・確保が重要な課題となっている。

そのため、平成31年（2019年）4月に開校した「くまもと林業大学校」において、自伐林家の育成・確保を図るとともに、林業普及指導員及び関係者の連携により、グループ活動や林業後継者・自伐林家確保のためのソフト面の支援やリーダーの育成を行う。

また、経営意欲の減退している森林所有者に対し、施業実施の働きかけや、森林組合等への経営委託の働きかけ等の活動を支援する。

（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 林業機械の導入及び有効活用

本計画区における高性能林業機械の保有台数は、平成30年度（2018年度）末現在で県全体の2%に当たる6台（ハーベスタ1台、スイングヤーダ1台、フォワーダ4台）となっており、高性能林業機械による作業の効率化はまだ十分とは言えない。

木材生産性の向上及び労働負荷の軽減を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した作業システムの導入を推進する。

また、高性能林業機械を用いた作業システムの普及・定着を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成等を推進する。

さらに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働負荷の軽減を図るため、地域の実情に応じ、高性能林業機械の導入を促進し、環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応した新たな作業システムの確立及び普及に努める。

また、（１）の森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び

森林施業の共同化を促進することにより、高性能林業機械等の効率的な稼働に必要な事業量の安定的確保に努める。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材産業に係る施設等の整備

当地域における林業生産活動の活性化及びその生産活動を通じた健全な森林づくりのためには、木材の加工・流通体制や木質バイオマス利活用体制の整備による地域産材の利用量の拡大が重要であることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即し、木材加工拠点、共同集出荷体制、流通ネットワーク及び木質バイオマス利活用等を推進するものとする。

本計画区の製材工場は、令和元年度(2019年度)現在で12工場あり、生産性の向上と製品の高品質化等による木材需要に対応するため、既存の原木市場の機能拡充を図るとともに、素材生産業者及び流通業者等の関係者が一体となって、需要者のニーズに即した原木を安定的に供給しうる生産・集出荷体制の整備を促進する。

また、本計画区には、木質バイオマス発電施設が令和元年度(2019年度)現在で1工場あり、今後も、林地残材となり利用されてこなかった木材を低コストで収集するシステムの整備を推進し、木材需要拡大への十分な対応を図る。

イ 特用林産物に係る施設等の整備

本計画区における主要な特用林産物としては、乾しいたけ、生しいたけ、たけのこ、ツバキ油等がある。

これら特用林産物については、中核的な生産者の育成による生産技術の向上、施設の近代化のほか、共同化による生産施設等の効率的な利用を推進し、品質の安定・向上と生産コストの低減、収量の安定・増大を図り、収益性の向上に努める。また、消費者ニーズに合った特用林産物の生産及び加工の取組や物産館等を活用した共同販売体制の整備を促進するとともに、特にしいたけ、たけのこ等については、食の安全性の確保及びそのPRに努め、地産地消の取組や販路拡大を促進する。

(6) その他必要な事項

成熟した森林資源の活用を推進する一方、人口減少や少子高齢化、高い労働災害率といった課題に対処するため、造林から伐採の各段階において、森林資源のデジタル管理や、ICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の向上を図る「スマート林業」を推進する。

また、森林整備の担い手である山村地域に住む人々の生活を豊かにするため、都市部及びその近郊地域と比較して整備が遅れている山村地域の道路の舗装及び改良、給排水施設、防災安全施設等の生活基盤の整備を促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
保安林、保安施設地区内の森林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する災害の防止、水源涵養及び環境保全機能の維持増進を図るため、特に森林の適正な施業及び管理を実施する必要がある、林地開発許可制度の運用上からみて極力開発行為を避けるべき森林について定めるもので、その森林の所在及び面積は、表 - 12のとおりとする。

なお、森林の施業等に当たって林地の保全を図るため特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 制限林にあつては、指定施業要件によること。

イ 急斜面の森林については、現存する広葉樹の残置を図ること。

ウ 人工林の皆伐は、可能な限り小面積に止め、残存樹帯の設置等により土地の保全に努めること。

エ 森林の過度のうっ閉は、林地の保全上危険であるため、下層植生が良好に生育できるよう適正な間伐を実施すること。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法
〔該当なし〕

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備及び確保という観点から、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林など、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとするほか、次の事項に留意するものとする。

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うもの

とする。また、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

(4) その他必要な事項
〔該当なし〕

表 - 12 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在

単位 面積：h a

区 分	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	備 考
総 数		30,814.74	
上 天 草 市	1～21,23～68,70～83,86～96,98～100	4,935.38	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、魚つき保安林、保健保安林、その他
天 草 市	5,6,8～18,23～31,33～35,37～42,45～69,71～80,82～94,96～105,201～218,220～223,225～235,237～241,301～305,307～320,322,324～327,329～333,336～350,352～363,401～435,438～460,462～469,471～485,487～494,501～506,508～552,554～579,582～586,589～612,701,711～714,716,720～722,726,728～735,741～743,745,751～753,801,803～847,851～861,863～879,902～916,951,952,958～968	22,901.92	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防火保安林、潮害防備保安林、飛砂防備保安林、落石防止保安林、魚つき保安林、保健保安林、その他
苓 北 町	1～43	2,977.44	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他

注) 備考欄の「その他」は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林(保安林以外)であり、脆弱な土壌条件の箇所である。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、地域における自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて計画的な配備を推進する。また、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するために必要な治山事業を行う場合に、必要に応じて指定を行うこととする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、災害に強い「森」づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域の特性に応じて計画的に推進することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

〔該当なし〕

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力及び参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製及び標識の設置等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生のおそれがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果のほか、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づき定められた第二種特定鳥獣管理計画等により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画において定めることとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

ニホンジカによる森林被害を防止し、森林の適確な更新及び造林木の確実な

育成を図るため、地域の実情に応じて、防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置等による植栽木の保護措置又はわな、銃器による捕獲等を実施するなど、シカ被害防止対策を推進することとする。

この際、市町村は関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

(1) のイによる鳥獣害の防止の方法の実施状況については、必要に応じて現地調査又は森林所有者や地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行う等により、市町村は実施状況及びその効果の把握を行うこととする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等による被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進することとする。

(2) 鳥獣害対策の方針 (3 に掲げる事項を除く。)

ニホンジカ以外の鳥獣による顕著な森林被害は現時点では見られないが、被害が生じた場合は必要な防除対策を実施し、必要に応じて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲等を検討することとする。

また、鳥獣害防止森林区域外においてニホンジカによる森林被害が生じた場合は、立木又は希少植物を含む下層植生の被害状況を踏まえ、必要な防除対策の実施並びに鳥獣保護管理施策に即した捕獲等の検討を行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

〔該当なし〕

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、

森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合において、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定及び整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

第2の1(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間中における計画量等を以下のとおり定めるものとする。

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 (表 - 13)

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐	
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹
総 数	1,920	1,860	60	870	810	60	1,050	1,050
前半5カ年の計画量	1,040	1,010	30	400	370	30	640	640

2 間伐面積 (表 - 14)

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	13,125
前半5カ年の計画量	8,000

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (表 - 15)

単位：ha

区 分	総 数	人工造林	天然更新
総 数	3,523	2,227	1,296
前半5カ年の計画量	1,666	1,014	652

4 林道の開設及び拡張に関する計画 (表 - 16)

表 - 16 開設又は拡張すべし林道の箇所別数量等

計画期間(R3.4.1~R13.3.31)

単位 延長:m

種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
管理		上天草市	東浦大作山線	3,138	3,138			3,138			101A	無	今回追加(改良)
管理		上天草市	八幡線	1,148	1,148			1,148			103A	無	
管理		上天草市	神代線	2,200	2,200			2,200			201A	無	
管理		上天草市	平山線	4,139	4,139				4,139		201B	無	
管理		上天草市	大川大谷線		4,000		2,000				202A	無	
管理		上天草市	石原線		2,200		2,200				203A	無	
管理		上天草市	白嶽線	4,495	4,495			200			205A	有	
管理		上天草市	高戸線		2,000		2,000				206A	無	
管理		上天草市	大道線		1,300		1,300				207A	無	
		上天草市 計		15,120	24,620		7,500	6,686	4,139				
基幹		天草市	本渡大江線	21,041	21,041			1,573			21	無	
基幹		天草市	苓北天草線	5,920	5,920			2,227			87	無	
管理		天草市	西河内線	4,637	4,637				4,637		109A	無	
管理		天草市	魚貴崎線	1,109	1,109			500			112A	無	
管理		天草市	六郎次線	4,165	4,165			1,805			113A	無	
管理		天草市	ヤイラギ線	3,213	3,213			1,000	810		114A	無	
管理		天草市	曹水道1号線	2,169	2,769		1,100		600		115A	無	
管理		天草市	仁田山線	2,269	2,269			1,000			122A	無	
管理		天草市	狸山線	3,246	3,246			1,127			128A	無	
管理		天草市	合ヶ迫集り線	2,257	1,880			400			129A	無	
管理		天草市	根引山線	2,186	2,186			2,186			133A	無	
管理		天草市	柱岳線	3,166	3,166			1,000	3,200		134A	無	
管理		天草市	今田線	6,412	6,412				6,412		138A	無	218A 138A
管理		天草市	赤城山線	3,391	3,391				3,391		201A	無	
管理		天草市	権現平線	1,860	3,500		200	1,400			202A	無	
管理		天草市	是持線		3,000		1,000				203A	無	
管理		天草市	食場帽子岳線		4,350		1,470				204A	無	
管理		天草市	大平線		6,200		2,000				205A	無	
管理		天草市	大林線		3,000		3,000		3,000		206A	無	
管理		天草市	稲米河内線		4,200		2,000				208A	無	
管理		天草市	大田平線		1,980		1,000				209A	無	
管理		天草市	南善賀線		2,500		2,500				210B	無	
管理		天草市	内の原線		2,990		2,990				211A	無	
管理		天草市	鳥峠線		3,861		3,861				212A	無	
管理		天草市	平～高見線		2,000		2,000				213A	無	
管理		天草市	恵美須崎線	3,128	3,137				2,396		214A	無	
管理		天草市	春木軍ヶ浦線		3,000		1,000				215A	無	
管理		天草市	里線		3,000		1,000				216A	無	
管理		天草市	頭岳線		6,100		2,000				217A	無	
管理		天草市	葛河内線		4,600		2,000				219A	無	
管理		天草市	恵ヶ久保線		5,700		2,000				220A	無	
管理		天草市	嵐口線		4,000		2,165				222B	無	
		天草市 計		70,169	128,522		33,286	14,218	24,446				
基幹		苓北町	苓北天草線	18,773	18,773			472			87	有	
管理		苓北町	中村仁田尻線	238	238				238		102A	無	
管理		苓北町	千保線	3,453	3,453				3,453		105A	無	
管理		苓北町	年平線	2,203	2,203				2,203		106A	無	
管理		苓北町	鶴の尾線	2,196	2,196				2,195		107A	無	
管理		苓北町	金井の森線	2,693	2,693				2,693		203A	無	
管理		苓北町	萱の木線	4,746	4,746				4,746		206A	無	
		苓北町 計		34,302	34,302			472	15,528				
天草地域計				119,591	187,444		40,786	21,376	44,113				
総 計				119,591	187,444		40,786	21,376	44,113				

注) 計画期間内に開設、拡張計画がある路線のみを掲載。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積（表 - 17）

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	9,134	8,277	
水源涵養のための保安林	6,026	5,421	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	2,587	2,362	土砂流出防備、土砂崩壊防備、 防風、落石防止、防火保安林等
保健、風致の保存等のための保安林	1,214	1,187	保健保安林等

注) 1 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

2 2以上の目的を達成するために兼種指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は、必ずしも一致しない。

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
(表 - 18)

指定 解除 の別	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	
		市 町 村	区域	ha	前半5ヵ年 の計画面積		
指定	総数(実面積)			1,726	865		
	水源涵養の ための保安 林	上 天 草 市			317	159	森林の持つ洪水調整機能と 洪水緩和機能により、下流一 帯の洪水の防止及び水資源の 確保に資するため
		天 草 市			724	362	
		苓 北 町			171	86	
		計			1,212	607	
	災害防備の ための保安 林	上 天 草 市			144	72	森林の持つ土砂流出防備機能 により、林地の保全及び下流 一帯の保安維持に資するため
		天 草 市			104	52	
		苓 北 町			207	104	
		計			455	228	
	保健、風致 の保存等の ための保安 林	上 天 草 市			4	2	生活環境保全・形成及び森林 レクリエーションの場の提供 等、県民生活の向上に資する ため
		天 草 市			54	27	
		苓 北 町			1	1	
		計			59	30	
解除	総数(実面積)			12	8		
	水源涵養の ための保安 林	上 天 草 市			0	0	
		天 草 市			1	1	
		苓 北 町			1	1	
		計			2	2	
	災害防備の ための保安 林	上 天 草 市			3	2	、
		天 草 市			2	1	、
		苓 北 町			0	0	、
		計			5	3	
	保健、風致 の保存等の ための保安 林	上 天 草 市			2	1	
		天 草 市			2	1	
		苓 北 町			1	1	
		計			5	3	

注1 2以上の目的を達成するために兼種指定されるまたは指定されている保安林があるため、種類別面積の合計と総数(実面積)は、必ずしも一致しない。

- 2 「解除を必要とする理由」欄は、次の区分による。
- 指定の理由の消滅(受益の対象の消滅)
 - 指定の理由の消滅(自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林への復旧が著しく困難)
 - 指定の理由の消滅(保安林の機能に代替する施設等の設置)
 - 指定の理由の消滅(森林施業を制限しなくても受益対象を害するおそれがない)
 - 指定の理由の消滅(錯誤指定)
 - 公益上の理由

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積（表 - 19）

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源涵養のための 保安林			1,567	1,740	1,218
災害防備のための 保安林			711	805	522
保健、風致の保存 等のための保安林			522	579	406

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
〔該当なし〕

(3) 実施すべき治山事業の数量 (表 - 20)

表 - 20 治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数	前 半 5 カ 年 計 画 地 区 数	主 な 工 種	備 考	
市 町 村	区 域					
総 数		145	81			
上 天 草 市	大矢野町中	6	5	山腹工、森林整備		
	大矢野町登立	2	2	山腹工、森林整備		
	大矢野町維和	1	1	山腹工、森林整備		
	大矢野町上	3	2	山腹工、森林整備		
	大矢野町阿村	1	0	山腹工		
	松島町合津	3	1	溪間工、山腹工、森林整備		
	松島町今泉	5	4	山腹工、森林整備		
	松島町教良木	2	1	森林整備、山腹工		
	松島町内野河内	2	1	溪間工、森林整備		
	姫戸町二間戸	5	4	溪間工、山腹工、森林整備		
	姫戸町姫浦	4	4	溪間工、森林整備		
	龍ヶ岳町大道	3	2	溪間工、森林整備		
	龍ヶ岳町樋島	1	1	溪間工、山腹工		
	龍ヶ岳町高戸	1	0	溪間工		
	小 計		39	28		
	天 草 市	炉宇土町	3	1	溪間工、山腹工、森林整備	
楠浦町		2	1	溪間工、山腹工、森林整備		
宮地岳町		2	1	溪間工、山腹工		
志柿町		2	2	溪間工、森林整備		
本町		5	3	溪間工、森林整備、山腹工		
本渡町本渡		6	5	溪間工、山腹工		
牛深町		3	2	山腹工		
魚貫町		2	1	山腹工、森林整備		
二浦町		1	1	森林整備		
久玉町		5	4	山腹工		
深海町		2	1	溪間工		
亀場町		2	2	山腹工、森林整備		
有明町楠甫		2	1	山腹工、森林整備		
有明町大浦		2	0	山腹工、森林整備		
有明町赤崎		1	0	山腹工		
有明町上津浦		1	0	森林整備		
御所浦町御所浦		2	0	溪間工、山腹工		
御所浦町牧島		2	1	山腹工		
御所浦町横浦		1	0	山腹工		
倉岳町浦		1	0	森林整備		
倉岳町棚底		1	0	森林整備		
倉岳町宮田		1	0	溪間工		
栖本町湯船原		1	0	森林整備		
栖本町河内		1	0	森林整備		
栖本町打田		1	0	溪間工		
新和町大宮地		1	0	溪間工、山腹工		
新和町小宮地		1	0	溪間工、山腹工		
新和町大多尾		1	0	溪間工、山腹工		
新和町中田		1	0	溪間工		
新和町碓石		1	0	溪間工、山腹工		
五和町手野		1	1	森林整備		
五和町御領		2	1	溪間工、山腹工		
五和町城河原		2	1	森林整備		

森 林 の 所 在		治山事業施 行 地 区 数	前 半 5 カ 年 計 画 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
天 草 市	天草町大江	1	0	溪間工、山腹工	
	天草町高浜	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	天草町下田北	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	河浦町宮野河内	2	1	溪間工、山腹工	
	河浦町崎津	2	0	溪間工、山腹工、森林整備	
	河浦町今富	2	1	溪間工、森林整備	
	河浦町今田	2	1	溪間工、森林整備	
	河浦町新合	1	0	溪間工、森林整備	
	河浦町河浦	4	2	溪間工、山腹工	
	河浦町白木河内	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	河浦町立原	2	1	溪間工、森林整備	
	河浦町久留	1	0	溪間工	
	河浦町路木	2	1	溪間工	
	小 計	87	39		
苓 北 町	都呂々	9	7	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂瀬川	2	1	森林整備	
	志岐	5	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	上津深江	1	0	森林整備	
	年柄	2	2	溪間工、山腹工	
	小 計	19	14		
天草地域計		145	81		

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期
〔該当なし〕

第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他制限林の施業方法
〔表 - 21のとおり〕

表 - 21 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
水源かん養保安林	上天草市	26,31~34,73,80,82,93	390	1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林並びに伐採方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐)とする。 (2) その他の森林にあっては、伐採種を定めない。	植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地については、以下により植栽すること。 (植栽方法) 満1年以上の苗を、おおむね1ha当たり指定施業要件の植栽本数以上の割合で均等に分布するよう植栽するものとする。 (植栽の期間) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (植栽の樹種) 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。
	天草市	14~16,28~31,46~52,207,208,214~217,311,327,329~331,333,336,337,428,446,455,462,464,465,490,508,514,516~518,523,534,541~550,575,583,592,593,603,838,842,844,847,902~906,909,913~916	3,801		
	苓北町	2,3,6,7,9,15,16,20~22,24,26,34,38~40,43	625		
	計		4,816		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂流出 防備保安林	上天草市	5~11,18~21,23~26,28,30,32,35,36,41,44,45,47,48,50,51,55~57,61~68,70~74,76~82,86,89,93,94,96,100	662	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	8,25,33,34,37,41,53,56,61,62,68,69,73~75,78,88,93,94,101,203,207,214,220,223,225,227~231,237~240,303,314,316,337,345,346,348,350,357,407,409,410,442,454,459,501,502,504,506,512,513,522,523,525,529,531,555~557,560,564,567,579,582~585,593,595,612,712,713,722,728,735,751,801,807,810,811,813,815,816,819,820,824,826,827,831,833,838,843,851,857~860,864,865,867~869,873,877,878,902,903,905~910,913,915,916,959,962,964,965	1,194		
	苓北町	6,8,12~14,19,20,21,33,34,38,41,42,43	136		
	計		1,992		
土砂崩壊 防備保安林	上天草市	1,5,18,72,79,80,98	10	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	15,17,340,355,358,409,441,444,447,452,457,462,463,467,557,572,591,594,851,874,878,907,951,952,963	97		
	苓北町	7	1		
	計		108		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
防風保安林	苓北町	23	1	1 伐採種 (1) 伐採の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のもの)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10m未満のもの)にあっては、禁伐)とする。 (2) その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	計		1		
飛砂防備保安林	天草市	342	2	1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林及び伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 (2) その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	計		2		
潮害防備保安林	上天草市	59	1	1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林及び伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	233	1		
	苓北町	32	5		
	計		7		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
落石防止保安林	上天草市	70	5	1 伐採種 (1) 緩傾斜地の森林、その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐とする。 (2) その他の森林にあっては、禁伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	466,512	16		
	計		21		
防火保安林	天草市	829,830,831	3	1 伐採種 禁伐とする。	水源かん養保安林に同じ。
	計		3		
魚つき保安林	上天草市	1,5,12,52,54,64	21	1 伐採種 禁伐とする。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	221,342~345,355~362,447~451,453,454,457~459,501,513,519	254		
	苓北町	31,32	31		
	計		306		
航行目標保安林	天草市	343,344	1	1 伐採種 (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	計		1		
保健保安林	上天草市	26,80,82,93	214	1 伐採種 (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 (2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものには、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	天草市	329,476,477,544,545,547,902~906,909,913~916	479		
	苓北町	32	5		
	計		698		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
国立公園第 種特別地 域	上天草市	4, 5, 12, 15, 25, 26, 82	131	1 伐採種 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り次により単木択伐を行うことができる。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。	天草市天草町下田南の一部(妙見浦地区)については、「雲仙天草国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」による。
	天草市	318, 320 ~ 322, 359, 44 9, 450, 801, 810	88		
	計		219		
国立公園第 種特別地 域	上天草市	1 ~ 21, 23 ~ 27, 46, 47, 5 0, 64, 71 ~ 74, 77 ~ 84, 8 8 ~ 95, 97 ~ 101	2, 292	1 伐採種 (1) 原則として択伐によるものとする。択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては60%以下とする。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐によるものとする。 (3) 風致の維持に支障のない限り、皆伐によることができる。その場合の伐区は、次のとおりとする。 1 伐区の面積は、2 ha以内とする。 伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
	天草市	315, 316, 318, 320 ~ 32 2, 342 ~ 345, 354 ~ 363, 401 ~ 410, 414 ~ 417, 41 9, 420, 433 ~ 440, 447 ~ 450, 453, 454, 457, 458, 476, 477, 483 ~ 487, 49 3, 501, 502, 512 ~ 515, 5 17 ~ 523, 564, 569, 570, 588 ~ 591, 595, 597, 59 8, 603, 608 ~ 612, 706, 7 10, 728, 801, 802, 810 ~ 812, 902 ~ 906, 908, 90 9, 913 ~ 916, 952 ~ 959, 961 ~ 965	4, 302		
	苓北町	31, 32	77		
	計		6, 671		
国立公園第 種特別地 域	上天草市	5, 11, 26, 27, 70 ~ 82, 85 ~ 96, 98, 99, 100	1, 080	1 伐採種 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない。	
	天草市	329, 347, 349, 401, 402, 404, 406 ~ 415, 418 ~ 42 1, 424, 431 ~ 433, 435, 4 36, 438, 440, 445 ~ 448, 450, 451, 454 ~ 460, 469 ~ 472, 474, 475, 564, 56 7 ~ 571, 577, 580, 588, 5 90 ~ 594, 596 ~ 608, 61 0, 612, 710, 729 ~ 735, 7 37, 746 ~ 752, 863 ~ 86 5, 867, 871, 876, 879, 91 6, 951, 952, 954 ~ 956	3, 355		
	苓北町	31, 32	30		
	計		4, 465		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
県立自然公園第 種特別地域	上天草市	54,58,60	6	1 伐採種 択伐によるものとする。 択伐率は、現在蓄積の30%以下とする。	
	計		6	2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
県立自然公園第 種特別地域	上天草市	52,54,58	39	1 伐採種等 択伐又は皆伐とする。 (1) 択伐の場合、択伐率は、現在蓄積の60%以下とする。 (2) 皆伐の場合、1伐区の面積は、5ha以下とし、伐区は、更新して5年を経過していない皆伐法による伐区に隣接してはならない。	
	計		39	2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
県立自然公園第 種特別地域	上天草市	60	7	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない。	
	計		7		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
県 自然環境 保全地域 特別地区	天草市	57,58	19	1 伐採種 択伐によるものとする。 なお、択伐率は、現在蓄積の30%以下とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(一伐区の面積2ha以内、伐区は努めて分散させる。)を行うことができる。	
	計		19		
鳥獣保護区 特別保護地区	天草市	329	1	伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)とし、その他の森林にあっては、伐採種は定めない。 本計画の初年度以降5年間に皆伐できる面積の限度は、特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。	
	計		1		
都市計画法による 風致地区	天草市	329,349,476,547,84 2	18	皆伐については、伐採後の成林が 確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1haを超えないこと。	立木竹の伐採その他都市の風致の維持に支障を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ熊本市長の許可を受けなければならない。
	計		18		

(附) 參考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：ha、%

区分	区域面積①	森林面積			森林比率	
		総数②	国有林	民有林	②/①×100	
天草計画区	上天草市	12,694	7,614	254	7,360	60
	天草市	68,387	46,205	892	45,314	68
	苓北町	6,758	4,156	14	4,142	61
	天草地域計	87,839	57,976	1,160	56,815	66
白川・菊池川計画区	265,760	125,717	10,882	114,835	47	
緑川計画区	119,087	68,611	14,017	54,595	58	
球磨川計画区	268,266	208,210	37,506	170,705	78	
県計	740,950	460,514	63,565	396,949	62	

資料： 区域面積は、土地利用現況把握調査(H30.10.1現在)
 国有林面積は、熊本県林業統計要覧(平成30年度版)
 民有林面積は、民有林資源調査書(R3.4.1現在)

注) 数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(2) 地況

(ア) 気候、(イ) 地勢、(ウ) 地質、土壌等 前述のとおり

(3) 土地利用の現況

下段:面積(単位:ha)、上段:構成比(単位:%)

区分	総数	森林	農用地		その他		
			うち田	うち畑	うち宅地	うち宅地	
天草計画区	(100.0)	(60.0)	(9.5)	(4.8)	(4.7)	(30.5)	(5.4)
	12,694	7,614	1,207	605	602	3,873	688
	(100.0)	(67.6)	(7.6)	(4.5)	(3.0)	(24.9)	(2.7)
	68,387	46,205	5,170	3,100	2,070	17,012	1,871
天草地域計	(100.0)	(61.5)	(9.6)	(4.4)	(5.2)	(28.9)	(3.9)
	6,758	4,156	649	297	352	1,953	264
	(100.0)	(66.0)	(8.0)	(4.6)	(3.4)	(26.0)	(3.2)
	87,839	57,976	7,026	4,002	3,024	22,837	2,823
白川・菊池川計画区	(100.0)	(47.3)	(23.5)	(13.3)	(10.2)	(29.2)	(8.4)
265,760	125,717	62,426	35,344	27,082	77,617	22,288	
緑川計画区	(100.0)	(57.6)	(16.4)	(10.0)	(6.4)	(26.0)	(4.3)
119,087	68,611	19,480	11,867	7,613	30,996	5,136	
球磨川計画区	(100.0)	(77.6)	(8.4)	(6.5)	(1.9)	(14.0)	(2.7)
268,266	208,210	22,625	17,405	5,220	37,431	7,324	
県計	(100.0)	(62.2)	(15.1)	(9.3)	(5.8)	(22.8)	(5.1)
740,950	460,514	111,557	68,618	42,939	168,879	37,570	

資料： 総数、農用地、その他のうち宅地面積は、土地利用現況把握調査(H30.10.1現在)、森林面積は資料1の(1)と同じ、その他は総数から森林及び農用地を減じた数値である。

注) 地域別計と関係市町村の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

下段：生産額（単位：百万円）、上段：構成比（単位：％）

区 分	第 1 次 産 業				第 2 次産業 ②	第 3 次産業 ③	計 ④=①+②+③	関税、消費 税（控除） 等 ⑤	市町村内総 生産 ④+⑤	
	農 業	林 業	水産業	小計 ①						
天 草 計 画 区	上天草市	(2.1) 1,471	(0.3) 186	(7.1) 4,934	(9.5) 6,590	(11.3) 7,871	(78.8) 54,906	(99.5) 69,367	(0.5) 347	(100.0) 69,714
	天草市	(2.6) 5,571	(0.5) 1,166	(5.0) 10,614	(8.1) 17,351	(12.6) 26,858	(78.8) 168,010	(99.5) 212,220	(0.5) 1,036	(100.0) 213,256
	苓北町	(2.1) 1,087	(0.2) 106	(0.3) 129	(2.6) 1,322	(5.9) 2,970	(91.1) 46,207	(99.5) 50,500	(0.5) 244	(100.0) 50,743
	天草地域計	(2.4) 8,129	(0.4) 1,459	(4.7) 15,677	(7.6) 25,264	(11.3) 37,700	(80.6) 269,122	(99.5) 332,086	(0.5) 1,627	(100.0) 333,713
白川・菊池川計画区	(2.2) 93,423	(0.1) 4,396	(0.2) 8,340	(2.5) 106,159	(26.5) 1,127,546	(70.5) 3,000,939	(99.5) 4,234,644	(0.5) 22,550	(100.0) 4,257,194	
緑川計画区	(4.2) 26,892	(0.3) 1,824	(0.3) 1,667	(4.8) 30,383	(35.8) 228,685	(58.9) 376,738	(99.4) 635,807	(0.6) 3,631	(100.0) 639,438	
球磨川計画区	(5.4) 45,106	(0.6) 4,782	(0.1) 763	(6.1) 50,651	(27.2) 227,808	(66.2) 553,999	(99.5) 832,458	(0.5) 4,537	(100.0) 836,995	
県 計	(2.9) 173,549	(0.2) 12,458	(0.4) 26,449	(3.5) 212,456	(26.7) 1,621,739	(69.2) 4,200,799	(99.5) 6,034,994	(0.5) 32,345	(100.0) 6,067,339	

資料：平成29年度市町村民所得推計報告書（熊本県統計協会）

注）計又は総計と各内訳の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

一部市町村の「水産業（※）」計数は秘匿情報であり、「林業」に合算して計上しており、本表の計数とは一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業	分類不能の 産業	
		計	農 業	林 業	水産業				
天 草 計 画 区	上天草市	12,147	1,558	828	18	712	2,526	7,954	109
	天草市	12,907	1,697	816	16	865	2,727	8,305	178
	天草市	37,456	5,064	3,061	171	1,832	6,290	26,079	23
	天草市	38,904	5,779	3,395	178	2,206	6,460	26,292	373
天 草 計 画 区	苓北町	3,564	583	470	13	100	652	2,319	10
	天草地域計	3,743	590	464	14	112	727	2,412	14
白川・菊池川計画区	天草地域計	53,167	7,205	4,359	202	2,644	9,468	36,352	142
	天草地域計	55,554	8,066	4,675	208	3,183	9,914	37,009	565
白川・菊池川計画区	558,129	39,780	37,752	934	1,094	113,159	387,648	17,542	
白川・菊池川計画区	551,887	41,763	39,684	928	1,151	111,109	380,086	18,929	
緑川計画区	92,953	13,490	12,720	281	489	20,620	58,438	405	
緑川計画区	93,937	14,608	13,774	258	576	20,923	57,416	990	
球磨川計画区	130,008	19,526	17,897	1,186	443	28,344	80,805	1,333	
球磨川計画区	132,866	20,570	18,588	1,388	594	29,953	80,716	1,627	
県 計	834,257	80,001	72,728	2,603	4,670	171,591	563,243	19,422	
県 計	834,244	85,007	76,721	2,782	5,504	171,899	555,227	22,111	

資料：平成27年国勢調査(上段の数字)、平成22年国勢調査(下段の数字)

2 森林の現況

(1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表

単位 面積:ha 蓄積:m³

林種	人工林													
	スギ		ヒノキ		マツ		クスギ		その他針葉樹		その他広葉樹		計	
樹種	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1	4.53		3.71				0.32				0.15		8.71	
2	0.89		0.92		0.06		1.31	47			8.47	257	11.65	304
3	2.21	78	7.91	411	5.56	247	0.30	25			25.16	1,546	41.14	2,307
4	13.52	1,002	53.73	5,679	11.91	833	8.65	1,092	0.21	21	38.90	3,133	126.92	11,760
5	16.97	1,896	46.29	5,963	10.44	1,083	11.46	1,589	0.25	27	8.62	853	94.03	11,411
6	63.19	10,285	281.11	51,894	2.87	333	5.51	836	0.13	18	7.38	875	360.19	64,241
7	126.58	26,091	480.30	110,809	1.44	255	39.98	6,207	0.12	28	6.97	1,017	655.39	144,407
8	220.08	60,325	813.06	242,603	0.63	115	80.53	13,059			2.52	398	1,116.82	316,500
9	414.76	131,558	2,332.10	794,286	0.03	5	37.80	6,342					2,784.69	932,191
10	563.91	200,644	3,943.24	1,467,014	16.90	3,053	3.32	561			0.23	36	4,527.60	1,671,308
11	808.14	308,414	3,698.15	1,465,875	29.66	5,323	3.57	644			0.49	73	4,540.01	1,780,329
12	1,055.93	427,051	2,256.93	948,919	155.57	33,293	9.98	1,892					3,478.41	1,411,155
13	1,190.71	505,856	1,492.04	655,634	109.48	21,177	0.28	43					2,792.51	1,182,710
14	659.83	291,555	489.41	224,534	34.68	7,933							1,183.92	524,022
15	356.99	162,693	119.21	56,419	7.45	1,124							483.65	220,236
16	213.23	95,489	71.59	32,920	0.86	190							285.68	128,599
17	119.74	54,735	45.79	21,557									165.53	76,292
18	100.16	46,111	42.03	20,684									142.19	66,795
19	52.14	24,537	26.85	13,365									78.99	37,902
20上	131.85	61,786	50.81	25,492	1.14	106							183.80	87,384
合計	6,115.36	2,410,106	16,255.18	6,144,058	388.68	75,070	203.01	32,337	0.71	94	98.89	8,188	23,061.83	8,669,853

林種	天然林												人天合計	
	マツ		クスギ		広葉樹等		その他針葉樹		その他広葉樹		計		面積	蓄積
樹種	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1													8.71	
2	0.03				25.13	568					25.16	568	36.81	872
3					14.83	608			0.01	1	14.84	609	55.98	2,916
4					62.68	4,568					62.68	4,568	189.60	16,328
5	0.21	21	5.26	741	29.08	2,675					34.55	3,437	128.58	14,848
6					19.93	2,136					19.93	2,136	380.12	66,377
7	0.14	20	3.62	535	141.86	16,114					145.62	16,669	801.01	161,076
8	6.97	1,232	0.16	22	607.63	83,394			0.09	12	614.85	84,660	1,731.67	401,160
9	6.84	1,204	0.66	105	1,204.82	169,538					1,212.32	170,847	3,997.01	1,103,038
10	30.14	4,451	0.52	78	1,617.16	221,928					1,647.82	226,457	6,175.42	1,897,765
11	164.24	28,509	2.81	383	3,148.47	452,024			0.13	20	3,315.65	480,936	7,855.66	2,261,265
12	381.25	67,936	7.35	1,156	6,106.79	899,535			0.91	144	6,496.30	968,771	9,974.71	2,379,926
13	441.66	82,542	4.60	677	8,654.45	1,318,840			0.21	35	9,100.92	1,402,094	11,893.43	2,584,804
14	186.99	35,966	0.03	5	5,866.91	908,607					6,053.93	944,578	7,237.85	1,468,600
15	26.03	4,971			2,705.42	425,728					2,731.45	430,699	3,215.10	650,935
16	4.12	769			878.19	141,611					882.31	142,380	1,167.99	270,979
17	1.06	201			298.96	48,587					300.02	48,788	465.55	125,080
18	0.31	28			84.37	13,390					84.68	13,418	226.87	80,213
19					20.08	3,226					20.08	3,226	99.07	41,128
20上					34.80	6,115					34.80	6,115	218.60	93,499
合計	1,249.99	227,850	25.01	3,702	31,521.56	4,719,192			1.35	212	32,797.91	4,950,956	55,859.74	13,620,809

伐採跡地		未立木地		更新困難地		竹林		特殊林		その他計		総合計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積(束)	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
17.43		330.88		85.45		364.04	372,914	157.69		955.49		56,815.23	13,620,809

(2) 普制別樹種別齡級別森林資源構成表

単位 面積:ha、蓄積・成長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	1齡級			2齡級			3齡級		
					面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
普通林	皆工林	人	針葉樹	スギ	4.53			0.89			2.06	75	14
				ヒノキ	1.02			0.92			6.93	346	43
				マツ							1.97	89	12
				その他									
				計	5.55			1.81			10.96	510	69
				広葉樹	0.47			6.73	218	22	14.92	1,013	50
	伐天然林	針葉樹	針葉樹	計	6.02			8.54	218	22	25.88	1,523	119
				クヌギ									
				広葉樹				25.13	568	119	11.59	490	70
				その他							0.01	1	
				計				25.13	568	119	11.60	491	70
				針広計				25.13	568	119	11.60	491	70
	普通林計					6.02			33.67	786	141	37.48	2,014
制限林	皆工林	人	針葉樹	スギ						0.15	3	1	
				ヒノキ	2.69						0.98	65	9
				マツ							1.24	45	6
				その他									
				計	2.69						2.37	113	16
				広葉樹				3.02	85	13	5.01	250	21
	伐天然林	針葉樹	針葉樹	計	2.69			3.02	85	13	7.38	363	37
				クヌギ									
				広葉樹							3.11	112	16
				その他									
				計							3.11	112	16
				針広計							3.11	112	16
	制限林皆伐計					2.69			3.02	85	13	10.49	475
皆工林	人	針葉樹	スギ										
			ヒノキ										
			マツ				0.06			2.35	113	14	
			その他										
			計				0.06			2.35	113	14	
			広葉樹				0.03	1		5.53	308	26	
伐天然林	針葉樹	針葉樹	計				0.09	1		7.88	421	40	
			クヌギ										
			広葉樹							0.13	6	1	
			その他										
			計							0.13	6	1	
			針広計				0.03			0.13	6	1	
制限林非皆伐計								0.12	1		8.01	427	41
制限林計					2.69			3.14	86	13	18.50	902	94
総計	皆工林	人	針葉樹	スギ	4.53			0.89			2.21	78	15
				ヒノキ	3.71			0.92			7.91	411	52
				マツ				0.06			5.56	247	32
				その他									
				計	8.24			1.87			15.68	736	99
				広葉樹	0.47			9.78	304	35	25.46	1,571	97
	伐天然林	針葉樹	針葉樹	計	8.71			11.65	304	35	41.14	2,307	196
				クヌギ									
				広葉樹				25.13	568	119	14.83	608	87
				その他							0.01	1	
				計				25.13	568	119	14.84	609	87
				針広計				25.16	568	119	14.84	609	87
	合計					8.71			36.81	872	154	55.98	2,916

単位 面積:ha、蓄積・成長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	7 齡級			8 齡級			9 齡級			
					面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	113.18	23,420	1,281	193.55	52,850	1,756	333.89	105,631	2,592	
				ヒノキ	370.12	83,834	3,671	643.44	191,603	5,056	1,841.24	626,952	11,208	
				マツ	1.44	255	7	0.57	100	2	0.03	5		
				その他	0.12	28	1							
				計	484.86	107,537	4,960	837.56	244,553	6,814	2,175.16	732,588	13,800	
		天然林	広葉樹	計	14.18	2,243	5	40.34	6,695	28	26.32	4,394	16	
				針広計	499.04	109,780	4,965	877.90	251,248	6,842	2,201.48	736,982	13,816	
				針葉樹	計	0.04	6		5.60	996	13	4.94	853	7
					クヌギ	0.83	138		0.16	22		0.35	51	
					広葉樹	122.13	13,691	309	402.05	53,754	602	811.01	113,011	729
		その他				0.09	12							
		計	122.96	13,829	309	402.30	53,788	602	811.36	113,062	729			
		針広計	123.00	13,835	309	407.90	54,784	615	816.30	113,915	736			
普通林計	622.04	123,615	5,274	1,285.80	306,032	7,457	3,017.78	850,897	14,552					
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	7.28	1,548	84	21.03	5,897	189	54.16	17,360	404	
				ヒノキ	96.62	23,837	972	134.71	40,869	1,073	292.36	98,928	1,818	
				マツ				0.06	15					
				その他										
				計	103.90	25,385	1,056	155.80	46,781	1,262	346.52	116,288	2,222	
		天然林	広葉樹	計	29.17	4,489	22	5.65	923	5	5.87	1,011	3	
				針広計	133.07	29,874	1,078	161.45	47,704	1,267	352.39	117,299	2,225	
				針葉樹	計				1.37	236	2	1.90	351	3
					クヌギ							0.31	54	
					広葉樹	11.01	1,300	28	58.81	8,412	86	206.37	29,622	170
		その他												
		計	11.01	1,300	28	58.81	8,412	86	206.68	29,676	170			
		針広計	11.01	1,300	28	60.18	8,648	88	208.58	30,027	173			
制限林皆伐計	144.08	31,174	1,106	221.63	56,352	1,355	560.97	147,326	2,398					
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	6.12	1,123	70	5.50	1,578	48	26.71	8,567	205	
				ヒノキ	13.56	3,138	132	34.91	10,131	279	198.50	68,406	1,188	
				マツ										
				その他										
				計	19.68	4,261	202	40.41	11,709	327	225.21	76,973	1,393	
		天然林	広葉樹	計	3.60	492	1	37.06	5,839	33	5.61	937	6	
				針広計	23.28	4,753	203	77.47	17,548	360	230.82	77,910	1,399	
				針葉樹	計	0.10	14							
					クヌギ	2.79	397	2						
					広葉樹	8.72	1,123	15	146.77	21,228	262	187.44	26,905	188
		その他												
		計	11.51	1,520	17	146.77	21,228	262	187.44	26,905	188			
		針広計	11.61	1,534	17	146.77	21,228	262	187.44	26,905	188			
制限林非皆伐計	34.89	6,287	220	224.24	38,776	622	418.26	104,815	1,587					
制限林計	178.97	37,461	1,326	445.87	95,128	1,977	979.23	252,141	3,985					
総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	126.58	26,091	1,435	220.08	60,325	1,993	414.76	131,558	3,201	
				ヒノキ	480.30	110,809	4,775	813.06	242,603	6,408	2,332.10	794,286	14,214	
				マツ	1.44	255	7	0.63	115	2	0.03	5		
				その他	0.12	28	1							
				計	608.44	137,183	6,218	1,033.77	303,043	8,403	2,746.89	925,849	17,415	
		天然林	広葉樹	計	46.95	7,224	28	83.05	13,457	66	37.80	6,342	25	
				針広計	655.39	144,407	6,246	1,116.82	316,500	8,469	2,784.69	932,191	17,440	
				針葉樹	計	0.14	20		6.97	1,232	15	6.84	1,204	10
					クヌギ	3.62	535	2	0.16	22		0.66	105	
					広葉樹	141.86	16,114	352	607.63	83,394	950	1,204.82	169,538	1,087
		その他				0.09	12							
		計	145.48	16,649	354	607.88	83,428	950	1,205.48	169,643	1,087			
		針広計	145.62	16,669	354	614.85	84,660	965	1,212.32	170,847	1,097			
合計	801.01	161,076	6,600	1,731.67	401,160	9,434	3,997.01	1,103,038	18,537					

単位 面積:ha、蓄積・成長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	13齡級			14齡級			15齡級		
					面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	988.30	419,498	3,273	555.39	245,225	1,333	301.60	137,172	617
				ヒノキ	1,207.89	531,164	4,384	398.11	182,711	939	98.62	46,801	212
				マツ	53.71	9,540	37	13.33	3,044	10	2.15	283	
				その他									
			計	2,249.90	960,202	7,694	966.83	430,980	2,282	402.37	184,256	829	
			広葉樹	0.21	31								
			計	2,250.11	960,233	7,694	966.83	430,980	2,282	402.37	184,256	829	
		天然林	針葉樹	スギ	210.11	39,288	65	78.62	14,966	11	8.44	1,595	1
				クヌギ	3.50	527		0.03	5				
				広葉樹	6,052.72	912,421	2,164	4,006.94	610,152	1,529	1,777.22	274,529	421
				その他	0.21	35							
			計	6,056.43	912,983	2,164	4,006.97	610,157	1,529	1,777.22	274,529	421	
			針広計	6,266.54	952,271	2,229	4,085.59	625,123	1,540	1,785.66	276,124	422	
			普通林計	8,516.65	1,912,504	9,923	5,052.42	1,056,103	3,822	2,188.03	460,380	1,251	
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	135.02	57,565	429	72.71	32,236	169	40.15	18,459	72
				ヒノキ	177.56	77,463	649	51.89	23,873	122	12.50	5,925	28
				マツ	34.31	7,325	20	9.64	2,311	5	2.80	389	1
				その他									
			計	346.89	142,353	1,098	134.24	58,420	296	55.45	24,773	101	
			広葉樹										
			計	346.89	142,353	1,098	134.24	58,420	296	55.45	24,773	101	
		天然林	針葉樹	スギ	64.06	11,874	27	23.90	4,494	3	2.70	526	1
				クヌギ									
				広葉樹	1,293.08	202,156	485	838.60	133,859	272	495.57	79,602	109
				その他									
			計	1,293.08	202,156	485	838.60	133,859	272	495.57	79,602	109	
			針広計	1,357.14	214,030	512	862.50	138,353	275	498.27	80,128	110	
			制限林皆伐計	1,704.03	356,383	1,610	996.74	196,773	571	553.72	104,901	211	
非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	67.39	28,793	207	31.73	14,094	61	15.24	7,062	25	
			ヒノキ	106.59	47,007	393	39.41	17,950	94	8.09	3,693	21	
			マツ	21.46	4,312	10	11.71	2,578	7	2.50	452	2	
			その他										
	計	195.44	80,112	610	82.85	34,622	162	25.83	11,207	48			
	広葉樹	0.07	12										
	計	195.51	80,124	610	82.85	34,622	162	25.83	11,207	48			
天然林	針葉樹	スギ	167.49	31,380	69	84.47	16,506	28	14.89	2,850	6		
		クヌギ	1.10	150									
		広葉樹	1,308.65	204,263	508	1,021.37	164,596	451	432.63	71,597	123		
		その他											
	計	1,309.75	204,413	508	1,021.37	164,596	451	432.63	71,597	123			
	針広計	1,477.24	235,793	577	1,105.84	181,102	479	447.52	74,447	129			
	制限林非皆伐計	1,672.75	315,917	1,187	1,188.69	215,724	641	473.35	85,654	177			
制限林計	3,376.78	672,300	2,797	2,185.43	412,497	1,212	1,027.07	190,555	388				
総計	人工林	針葉樹	スギ	1,190.71	505,856	3,909	659.83	291,555	1,563	356.99	162,693	714	
			ヒノキ	1,492.04	655,634	5,426	489.41	224,534	1,155	119.21	56,419	261	
			マツ	109.48	21,177	67	34.68	7,933	22	7.45	1,124	3	
			その他										
		計	2,792.23	1,182,667	9,402	1,183.92	524,022	2,740	483.65	220,236	978		
		広葉樹	0.28	43									
		計	2,792.51	1,182,710	9,402	1,183.92	524,022	2,740	483.65	220,236	978		
		天然林	針葉樹	スギ	441.66	82,542	161	186.99	35,966	42	26.03	4,971	8
				クヌギ	4.60	677		0.03	5				
				広葉樹	8,654.45	1,318,840	3,157	5,866.91	908,607	2,252	2,705.42	425,728	653
				その他	0.21	35							
			計	8,659.26	1,319,552	3,157	5,866.94	908,612	2,252	2,705.42	425,728	653	
			針広計	9,100.92	1,402,094	3,318	6,053.93	944,578	2,294	2,731.45	430,699	661	
			合計	11,893.43	2,584,804	12,720	7,237.85	1,468,600	5,034	3,215.10	650,935	1,639	

単位 面積:ha、蓄積・成長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	16齡級			17齡級			18齡級		
					面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	181.64	80,981	313	100.25	45,389	86	88.47	40,491	78
				ヒノキ	53.23	24,948	59	40.26	18,770	54	35.10	17,257	52
				マツ	0.47	104							
				その他									
				計	235.34	106,033	372	140.51	64,159	140	123.57	57,748	130
		天然林	針葉樹	計	235.34	106,033	372	140.51	64,159	140	123.57	57,748	130
				針葉樹	2.18	429		0.14	13		0.31	28	
				計	2.18	429		0.14	13		0.31	28	
		天然林	針葉樹	クヌギ									
				広葉樹	606.17	95,720	102	228.48	36,437	50	62.66	9,850	2
				その他									
				計	606.17	95,720	102	228.48	36,437	50	62.66	9,850	2
				針広計	608.35	96,149	102	228.62	36,450	50	62.97	9,878	2
普通林計					843.69	202,182	474	369.13	100,609	190	186.54	67,626	132
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	23.92	10,954	38	14.68	7,000	16	6.06	2,905	3
				ヒノキ	4.32	1,921	5	3.83	1,929	6	6.67	3,294	10
				マツ	0.39	86							
				その他									
				計	28.63	12,961	43	18.51	8,929	22	12.73	6,199	13
		天然林	針葉樹	計	28.63	12,961	43	18.51	8,929	22	12.73	6,199	13
				針葉樹	0.52	55							
				計	0.52	55							
		天然林	針葉樹	クヌギ									
				広葉樹	116.61	19,762	17	30.10	5,215	6	13.62	2,225	
				その他									
				計	116.61	19,762	17	30.10	5,215	6	13.62	2,225	
				針広計	117.13	19,817	17	30.10	5,215	6	13.62	2,225	
制限林皆伐計					145.76	32,778	60	48.61	14,144	28	26.35	8,424	13
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	7.67	3,554	7	4.81	2,346	2	5.63	2,715	3
				ヒノキ	14.04	6,051	26	1.70	858	2	0.26	133	
				マツ									
				その他									
				計	21.71	9,605	33	6.51	3,204	4	5.89	2,848	3
		天然林	針葉樹	計	21.71	9,605	33	6.51	3,204	4	5.89	2,848	3
				針葉樹	1.42	285		0.92	188				
				計	1.42	285		0.92	188				
		天然林	針葉樹	クヌギ									
				広葉樹	155.41	26,129	42	40.38	6,935	12	8.09	1,315	
				その他									
				計	155.41	26,129	42	40.38	6,935	12	8.09	1,315	
				針広計	156.83	26,414	42	41.30	7,123	12	8.09	1,315	
制限林非皆伐計					178.54	36,019	75	47.81	10,327	16	13.98	4,163	3
制限林計					324.30	68,797	135	96.42	24,471	44	40.33	12,587	16
総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	213.23	95,489	358	119.74	54,735	104	100.16	46,111	84
				ヒノキ	71.59	32,920	90	45.79	21,557	62	42.03	20,684	62
				マツ	0.86	190							
				その他									
				計	285.68	128,599	448	165.53	76,292	166	142.19	66,795	146
		天然林	針葉樹	計	285.68	128,599	448	165.53	76,292	166	142.19	66,795	146
				針葉樹	4.12	769		1.06	201		0.31	28	
				計	4.12	769		1.06	201		0.31	28	
		天然林	針葉樹	クヌギ									
				広葉樹	878.19	141,611	161	298.96	48,587	68	84.37	13,390	2
				その他									
				計	878.19	141,611	161	298.96	48,587	68	84.37	13,390	2
				針広計	882.31	142,380	161	300.02	48,788	68	84.68	13,418	2
合計					1,167.99	270,979	609	465.55	125,080	234	226.87	80,213	148

単位 面積:ha、蓄積・成長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	19齡級			20齡級以上			人工林・天然林合計 (立木地)		
					面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	43.51	20,257	39	112.10	51,942	29	5,105.01	2,007,468	20,520
				ヒノキ	18.70	9,095	9	44.78	22,492	23	12,894.68	4,883,912	64,471
				マツ				1.14	106		178.74	34,292	213
				その他							0.71	94	5
				計	62.21	29,352	48	158.02	74,540	52	18,179.14	6,925,766	85,209
			広葉樹							172.84	23,273	284	
		針広計	62.21	29,352	48	158.02	74,540	52	18,351.98	6,949,039	85,493		
		天然林	針葉樹	計						626.21	114,735	212	
				クヌギ						11.53	1,727	1	
				広葉樹	17.42	2,732	1	29.54	5,200	7	22,101.69	3,262,657	9,753
				その他						0.58	90		
				計	17.42	2,732	1	29.54	5,200	7	22,113.80	3,264,474	9,754
			針広計	17.42	2,732	1	29.54	5,200	7	22,740.01	3,379,209	9,966	
		普通林計		79.63	32,084	49	187.56	79,740	59	41,091.99	10,328,248	95,459	
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	5.96	2,987	7	13.59	6,800	1	685.77	272,625	2,633
				ヒノキ	7.19	3,766	6	3.20	1,652	2	2,292.23	846,587	12,144
				マツ							130.56	25,253	206
				その他									
				計	13.15	6,753	13	16.79	8,452	3	3,108.56	1,144,465	14,983
			広葉樹							68.36	8,719	124	
		針広計	13.15	6,753	13	16.79	8,452	3	3,176.92	1,153,184	15,107		
		天然林	針葉樹	計						158.61	28,882	54	
				クヌギ						0.40	68		
				広葉樹	2.22	414		1.07	173		4,647.12	713,304	1,969
				その他									
				計	2.22	414		1.07	173		4,647.52	713,372	1,969
			針広計	2.22	414		1.07	173		4,806.13	742,254	2,023	
		制限林皆伐計		15.37	7,167	13	17.86	8,625	3	7,983.05	1,895,438	17,130	
制限林	非皆伐	人工林	針葉樹	スギ	2.67	1,293	2	6.16	3,044		324.58	130,013	1,199
				ヒノキ	0.96	504		2.83	1,348	2	1,068.27	413,559	5,057
				マツ							79.38	15,525	81
				その他									
				計	3.63	1,797	2	8.99	4,392	2	1,472.23	559,097	6,337
			広葉樹							60.70	8,533	99	
		針広計	3.63	1,797	2	8.99	4,392	2	1,532.93	567,630	6,436		
		天然林	針葉樹	計						465.17	84,233	186	
				クヌギ						13.08	1,907	17	
				広葉樹	0.44	80		4.19	742		4,772.75	743,231	2,332
				その他						0.77	122		
				計	0.44	80		4.19	742		4,786.60	745,260	2,349
			針広計	0.44	80		4.19	742		5,251.77	829,493	2,535	
		制限林非皆伐計		4.07	1,877	2	13.18	5,134	2	6,784.70	1,397,123	8,971	
制限林計		19.44	9,044	15	31.04	13,759	5	14,767.75	3,292,561	26,101			
総計	計	人工林	針葉樹	スギ	52.14	24,537	48	131.85	61,786	30	6,115.36	2,410,106	24,352
				ヒノキ	26.85	13,365	15	50.81	25,492	27	16,255.18	6,144,058	81,672
				マツ				1.14	106		388.68	75,070	500
				その他							0.71	94	5
				計	78.99	37,902	63	183.80	87,384	57	22,759.93	8,629,328	106,529
			広葉樹							301.90	40,525	507	
		針広計	78.99	37,902	63	183.80	87,384	57	23,061.83	8,669,853	107,036		
		天然林	針葉樹	計						1,249.99	227,850	452	
				クヌギ						25.01	3,702	18	
				広葉樹	20.08	3,226	1	34.80	6,115	7	31,521.56	4,719,192	14,054
				その他						1.35	212		
				計	20.08	3,226	1	34.80	6,115	7	31,547.92	4,723,106	14,072
			針広計	20.08	3,226	1	34.80	6,115	7	32,797.91	4,950,956	14,524	
		合計		99.07	41,128	64	218.60	93,499	64	55,859.74	13,620,809	121,560	

単位 面積:ha、蓄積(竹林):束

普 制 別	伐 採 種	無立木地		更 新 困 難 地	竹 林			特殊林	民有林 面積計
		伐採跡地	未立木地		種 類	面 積	蓄 積	面 積	
普 通 林	皆 伐	9.81	228.85	25.91	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	196.42 71.86 8.33 8.00 5.75	233,234 57,074 4,981 3,969 1,148	90.47	
		計	9.81	228.85	25.91		290.36	300,406	90.47
制 限 林	皆 伐	7.56	59.19	24.84	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	43.60 4.53 3.70 0.27 0.95	51,872 3,624 2,220 135 190	40.37	
		計	7.56	59.19	24.84		53.05	58,041	40.37
林	非 皆 伐	0.06	42.84	34.70	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	5.07 7.58 0.44 1.83 5.71	6,084 6,064 264 915 1,140	26.85	
		計	0.06	42.84	34.70		20.63	14,467	26.85
制 限 林 計		7.62	102.03	59.54		73.68	72,508	67.22	15,077.84
総 計					モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	245.09 83.97 12.47 10.10 12.41	291,190 66,762 7,465 5,019 2,478		
総 合 計		17.43	330.88	85.45		364.04	372,914	157.69	56,815.23

(3)市町村別森林資源表

単位 面積:ha 材積:m³ (竹):束

区 分	総 数		立 木 地			
			合 計		針葉樹	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総 数	56,815.23	13,620,809	55,859.74	13,620,809	24,009.92	8,857,178
上天草市	7,360.05	1,432,422	7,240.94	1,432,422	2,349.10	660,465
天草市	45,313.65	11,160,655	44,570.76	11,160,655	19,682.93	7,469,375
苓北町	4,141.53	1,027,732	4,048.04	1,027,732	1,977.89	727,338
天草地域計	56,815.23	13,620,809	55,859.74	13,620,809	24,009.92	8,857,178

区 分	立 木 地					
	合 計		人 工 林			
	広葉樹		計		針葉樹	
面積	材積	面積	材積	面積	材積	
総 数	31,849.82	4,763,631	23,061.83	8,669,853	22,759.93	8,629,328
上天草市	4,891.84	771,957	1,412.48	484,155	1,335.69	474,204
天草市	24,887.83	3,691,280	19,662.33	7,457,415	19,465.86	7,430,443
苓北町	2,070.15	300,394	1,987.02	728,283	1,958.38	724,681
天草地域計	31,849.82	4,763,631	23,061.83	8,669,853	22,759.93	8,629,328

区 分	立 木 地							
	人 工 林		天 然 林					
	広葉樹		計		針葉樹		広葉樹	
面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	
総 数	301.90	40,525	32,797.91	4,950,956	1,249.99	227,850	31,547.92	4,723,106
上天草市	76.79	9,951	5,828.46	948,267	1,013.41	186,261	4,815.05	762,006
天草市	196.47	26,972	24,908.43	3,703,240	217.07	38,932	24,691.36	3,664,308
苓北町	28.64	3,602	2,061.02	299,449	19.51	2,657	2,041.51	296,792
天草地域計	301.90	40,525	32,797.91	4,950,956	1,249.99	227,850	31,547.92	4,723,106

区 分	竹 林		無 立 木 地			更新困難地	その他
			計	伐採跡地	未立木地		
	面積	材積	面積	面積	面積		
総 数	364.04	372,914	348.31	17.43	330.88	85.45	157.69
上天草市	24.00	(21,204)	59.58		59.58	15.90	19.63
天草市	308.72	(326,025)	257.15	17.43	239.72	69.43	107.59
苓北町	31.32	(25,685)	31.58		31.58	0.12	30.47
天草地域計	364.04	(372,914)	348.31	17.43	330.88	85.45	157.69

(4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表

単位 面積:ha 蓄積:m³

所有形態		人 工 林							
		育 成 単 層 林						育 成 複 層 林	
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	16,107.48	6,213,697	133.32	18,954	16,240.80	6,232,651	284.51	112,041
	共有林	707.72	274,272	11.52	1,437	719.24	275,709	16.08	6,409
	会社有林	268.14	102,874	8.01	1,158	276.15	104,032	0.86	344
	団体有林	45.34	17,948			45.34	17,948		
	社寺有林	59.12	22,629			59.12	22,629	1.63	606
	組合有林	300.72	119,235	4.54	778	305.26	120,013	16.68	7,304
	集落有林	202.89	82,828	2.80	210	205.69	83,038		
	計	17,691.41	6,833,483	160.19	22,537	17,851.60	6,856,020	319.76	126,704
県有林	純県有林	352.78	132,652	3.01	454	355.79	133,106	0.02	8
	県行造林	228.42	82,427	5.55	917	233.97	83,344		
	県立学校林	12.07	5,411			12.07	5,411		
	計	593.27	220,490	8.56	1,371	601.83	221,861	0.02	8
市町村有林	市町村有林	1,734.55	657,031	74.46	10,807	1,809.01	667,838	2.66	1,049
	市町村学校有林	7.90	3,472			7.90	3,472		
	計	1,742.45	660,503	74.46	10,807	1,816.91	671,310	2.66	1,049
財産区有林	645.55	242,891	13.86	2,394	659.41	245,285	33.13	14,260	
公社造林	1,616.66	497,118			1,616.66	497,118			
公団造林	73.40	17,649			73.40	17,649			
その他	41.50	15,127	2.37	243	43.87	15,370	0.12	46	
	合計	22,404.24	8,487,261	259.44	37,352	22,663.68	8,524,613	355.69	142,067

所有形態		天 然 林							
		育 成 単 層 林						育 成 複 層 林	
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	5.79	1,165	373.04	58,924	378.83	60,089		
	共有林	0.36	63	27.30	4,405	27.66	4,468		
	会社有林			20.67	3,311	20.67	3,311		
	団体有林			5.69	925	5.69	925		
	社寺有林			3.36	548	3.36	548		
	組合有林			8.10	1,340	8.10	1,340		
	集落有林			2.12	351	2.12	351		
	計	6.15	1,228	440.28	69,804	446.43	71,032		
県有林	純県有林			15.88	2,810	15.88	2,810		
	県行造林			0.83	138	0.83	138		
	県立学校林								
	計			16.71	2,948	16.71	2,948		
市町村有林	市町村有林	1.98	405	50.94	8,012	52.92	8,417		
	市町村学校有林								
	計	1.98	405	50.94	8,012	52.92	8,417		
財産区有林			20.97	3,173	20.97	3,173			
公社造林			0.81	123	0.81	123			
公団造林									
その他			0.67	101	0.67	101			
	合計	8.13	1,633	530.38	84,161	538.51	85,794		

單位 面積:ha 蓄積:m³

人 工 林									
育 成 複 層 林				人 工 林 計					
広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
34.47	2,548	318.98	114,589	16,391.99	6,325,738	167.79	21,502	16,559.78	6,347,240
1.77	139	17.85	6,548	723.80	280,681	13.29	1,576	737.09	282,257
0.11	10	0.97	354	269.00	103,218	8.12	1,168	277.12	104,386
				45.34	17,948			45.34	17,948
0.18	13	1.81	619	60.75	23,235	0.18	13	60.93	23,248
2.04	163	18.72	7,467	317.40	126,539	6.58	941	323.98	127,480
				202.89	82,828	2.80	210	205.69	83,038
38.57	2,873	358.33	129,577	18,011.17	6,960,187	198.76	25,410	18,209.93	6,985,597
		0.02	8	352.80	132,660	3.01	454	355.81	133,114
				228.42	82,427	5.55	917	233.97	83,344
				12.07	5,411			12.07	5,411
		0.02	8	593.29	220,498	8.56	1,371	601.85	221,869
0.20	16	2.86	1,065	1,737.21	658,080	74.66	10,823	1,811.87	668,903
				7.90	3,472			7.90	3,472
0.20	16	2.86	1,065	1,745.11	661,552	74.66	10,823	1,819.77	672,375
3.68	283	36.81	14,543	678.68	257,151	17.54	2,677	696.22	259,828
				1,616.66	497,118			1,616.66	497,118
				73.40	17,649			73.40	17,649
0.01	1	0.13	47	41.62	15,173	2.38	244	44.00	15,417
42.46	3,173	398.15	145,240	22,759.93	8,629,328	301.90	40,525	23,061.83	8,669,853

天 然 林									
育 成 複 層 林				天 然 生 林					
広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
5.29	848	5.29	848	994.05	181,649	24,753.19	3,698,318	25,747.24	3,879,967
0.28	49	0.28	49	97.44	17,500	1,542.75	231,691	1,640.19	249,191
0.01	1	0.01	1	58.24	10,583	666.33	99,412	724.57	109,995
				2.05	377	74.69	11,365	76.74	11,742
0.15	27	0.15	27	4.75	792	122.29	18,397	127.04	19,189
1.95	359	1.95	359	15.52	2,882	105.21	15,557	120.73	18,439
				11.65	1,836	128.50	18,998	140.15	20,834
7.68	1,284	7.68	1,284	1,183.70	215,619	27,392.96	4,093,738	28,576.66	4,309,357
				6.61	1,255	114.21	19,686	120.82	20,941
						42.33	7,768	42.33	7,768
						2.14	305	2.14	305
				6.61	1,255	158.68	27,759	165.29	29,014
0.07	5	0.07	5	40.63	7,412	2,149.00	321,697	2,189.63	329,109
						0.21	35	0.21	35
0.07	5	0.07	5	40.63	7,412	2,149.21	321,732	2,189.84	329,144
				3.42	546	1,137.71	169,788	1,141.13	170,334
						102.93	15,044	102.93	15,044
						7.17	642	7.17	642
				7.50	1,385	61.13	8,953	68.63	10,338
7.75	1,289	7.75	1,289	1,241.86	226,217	31,009.79	4,637,656	32,251.65	4,863,873

単位 面積:ha 蓄積:m³

所有形態		天 然 林						人工林天然林計	
		天 然 林 計							
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	999.84	182,814	25,131.52	3,758,090	26,131.36	3,940,904	17,391.83	6,508,552
	共有林	97.80	17,563	1,570.33	236,145	1,668.13	253,708	821.60	298,244
	会社有林	58.24	10,583	687.01	102,724	745.25	113,307	327.24	113,801
	団体有林	2.05	377	80.38	12,290	82.43	12,667	47.39	18,325
	社寺有林	4.75	792	125.80	18,972	130.55	19,764	65.50	24,027
	組合有林	15.52	2,882	115.26	17,256	130.78	20,138	332.92	129,421
	集落有林	11.65	1,836	130.62	19,349	142.27	21,185	214.54	84,664
	計	1,189.85	216,847	27,840.92	4,164,826	29,030.77	4,381,673	19,201.02	7,177,034
県有林	純県有林	6.61	1,255	130.09	22,496	136.70	23,751	359.41	133,915
	県行造林			43.16	7,906	43.16	7,906	228.42	82,427
	県立学校林			2.14	305	2.14	305	12.07	5,411
		計	6.61	1,255	175.39	30,707	182.00	31,962	599.90
市町村有林	市町村有林	42.61	7,817	2,200.01	329,714	2,242.62	337,531	1,779.82	665,897
	市町村学校有林			0.21	35	0.21	35	7.90	3,472
		計	42.61	7,817	2,200.22	329,749	2,242.83	337,566	1,787.72
財産区有林		3.42	546	1,158.68	172,961	1,162.10	173,507	682.10	257,697
公社造林				103.74	15,167	103.74	15,167	1,616.66	497,118
公団造林				7.17	642	7.17	642	73.40	17,649
その他		7.50	1,385	61.80	9,054	69.30	10,439	49.12	16,558
合計		1,249.99	227,850	31,547.92	4,723,106	32,797.91	4,950,956	24,009.92	8,857,178

単位 面積:ha 蓄積:m³

人工林天然林計				無立木地		更 新 困 難 地	竹 林		特殊林	総合計
広 葉 樹		針 広 計		伐採 跡地	未立 木地		面積	蓄積(束)		
面積	蓄積	面積	蓄積							
25,299.31	3,779,592	42,691.14	10,288,144	4.69	181.81	29.10	343.42	352,889	117.62	43,367.78
1,583.62	237,721	2,405.22	535,965	0.41	5.32	4.23	10.70	10,669	10.26	2,436.14
695.13	103,892	1,022.37	217,693	4.71	58.25	1.49	1.01	984	13.01	1,100.84
80.38	12,290	127.77	30,615			0.23	0.05	52		128.05
125.98	18,985	191.48	43,012		0.21	1.64	1.63	1,828		194.96
121.84	18,197	454.76	147,618		1.38	0.15	0.36	236		456.65
133.42	19,559	347.96	104,223		2.02		0.30	360	0.80	351.08
28,039.68	4,190,236	47,240.70	11,367,270	9.81	248.99	36.84	357.47	367,018	141.69	48,035.50
133.10	22,950	492.51	156,865	0.06	0.21	19.35	0.47	560		512.60
48.71	8,823	277.13	91,250		1.33	8.01				286.47
2.14	305	14.21	5,716							14.21
183.95	32,078	783.85	253,831	0.06	1.54	27.36	0.47	560		813.28
2,274.67	340,537	4,054.49	1,006,434	7.56	59.14	17.52	4.39	4,196	11.19	4,154.29
0.21	35	8.11	3,507							8.11
2,274.88	340,572	4,062.60	1,009,941	7.56	59.14	17.52	4.39	4,196	11.19	4,162.40
1,176.22	175,638	1,858.32	433,335		18.26	1.76	1.09	676	4.42	1,883.85
103.74	15,167	1,720.40	512,285		2.07	0.27	0.32	160		1,723.06
7.17	642	80.57	18,291		0.30					80.87
64.18	9,298	113.30	25,856		0.58	1.70	0.30	304	0.39	116.27
31,849.82	4,763,631	55,859.74	13,620,809	17.43	330.88	85.45	364.04	372,914	157.69	56,815.23

(6) 樹種別材積表

単位:m3

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	広葉樹等	その他 針葉樹	その他 広葉樹	計
	総数	2,410,106	6,144,058	302,920	36,039	4,719,192	94	8,400
人工林	2,410,106	6,144,058	75,070	32,337	-	94	8,188	8,669,853
天然林	-	-	227,850	3,702	4,719,192	-	212	4,950,956

資料:熊本県森林整備課

(7) 荒廃地等の面積

単位:ha

区分	荒廃林地				海岸 砂地	せき悪 林地	備考
	総数	崩壊地	地すべ り地	崩壊 危険地			
総数	993.68	1.83	100.30	891.55	-	-	
上天草市	210.23	1.02	-	209.21	-	-	
天草市	679.31	0.44	90.40	588.47	-	-	
苓北町	104.14	0.37	9.90	93.87	-	-	

資料:熊本県森林保全課

(8) 森林の被害

単位 面積:ha

種類 年度	気象災害			病虫害			獣害			林野火災		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1
総数	0.00	0.00	0.00	51.00	77.00	52.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.84
上天草市				51.00	76.00	52.00					0.11	
天草市					1.00	0.01						0.84
苓北町												

注1 火災、スギカミキリ、松くい虫、シカ等被害の顕著なものにつき、過去3か年分を記載
 2 被害面積は実損面積

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

区分		総数	保有山林規模 (ha)										
			保有山林なし	1~3未満	3~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~100	100~500	500~1000	1000以上
天草計画区	上天草市	4	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
	天草市	209	1	1	72	65	40	11	10	3	4	1	1
	苓北町	33	-	-	10	9	5	2	4	1	2	-	-
	総数	246	1	1	85	75	45	13	14	4	6	1	1
白川・菊池川計画区		1,274	21	46	441	313	234	85	66	35	23	-	4
緑川計画区		514	4	17	195	148	88	29	21	8	4	-	-
球磨川計画区		719	18	8	159	159	143	71	58	46	39	9	9
県計		2,753	44	72	880	695	510	198	159	93	72	10	14

出典:2015年農林業センサス(農林業経営体調査)

(2) 森林経営計画の認定状況

区分		総数		公有林		私有林		備考
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	
天草計画区	総数	189	20,480	19	1,908	189	18,572	
	上天草市	13	1,281	1	181	13	1,100	
	天草市	156	16,586	5	888	156	15,698	
	苓北町	20	2,613	13	839	20	1,774	
白川・菊池川計画区		120	47,633	55	6,324	118	41,309	
緑川計画区		25	14,369	4	763	25	13,606	
球磨川計画区		155	69,927	59	19,529	142	50,398	
県計		489	152,408	137	28,524	474	123,884	

(注) 1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。
 2 複数市町村にまたがる森林経営計画の件数は、それぞれの市町村に計上してある。
 3 総数の件数は、公有林と私有林の重複を差し引いているため一致しない場合がある。
 資料:森林整備課(令和元年度現在)

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

区分		経営管理権		経営管理実施権		備考
		件数	面積	件数	面積	
天草計画区	総数	-	-	-	-	
	上天草市	-	-	-	-	
	天草市	-	-	-	-	
	苓北町	-	-	-	-	
白川・菊池川計画区		-	-	-	-	
緑川計画区		-	-	-	-	
球磨川計画区		-	-	-	-	
県計		-	-	-	-	

(注) 1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。
 資料:森林整備課(令和元年度現在)

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区分	市町村	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積
森林組合	総数	(1組合)	6,676	38	341,104	34,338
	上天草市、天草市、 苓北町	天草地域	6,676	38	341,104	34,338
生産森林組合	総数	(1組合)	-	-	-	-
	天草市	路木	-	-	-	-

イ 事業内容及び活動状況等

区分	組合名	事業 総取扱高 千円	素材取扱量			加工 (小径木・チップ含む) m ³	造林		購買 売上高 千円	金融期末 貸付残高 千円	作業班 員数 人
			販売 m ³	林産 m ³	計 m ³		新植 ha	保育 ha			
森林組合	(1組合)	1,067,121	12,062	10,079	22,141	8,566	-	385	10,342	-	61
	天草地域	1,067,121	12,062	10,079	22,141	8,566	-	385	10,342	-	61

区分	組合名	立木 販売量 m ³	木材販売量			立木の伐採			森林造成	
			一般用材 m ³	ハルブ その他 m ³	計 m ³	主伐 ha	間伐 ha	計 ha	新植 ha	保育 ha
生産森林組合	(1組合)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	路木	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料: 熊本県団体支援課(令和元年度森林組合一斉調査)
 調査時点: 令和元年5月31日現在
 ※路木生産森林組合については、平成30年度以降事業休止(現在解散準備中)

(5) 林業事業体等の現況

位 事業量:m3

区分	造林業	素材生産業		木材卸売	素材市売市場		木材・木製品製造業							
	事業体数	事業体数	事業量	事業体数	市場数	事業量	製材業 事業体数	製材業 事業量	チップ 事業体数	チップ 事業量	集成材 事業体数	集成材 事業量	プレカット 事業体数	プレカット 事業量
総数	2	11	32,072	11	1	5,626	12	30,982	2	6,549				
天草計画区	上天草市	1			3		1	19,630	1	5,082				
	天草市	1	11	32,072	8	1	5,626	10	10,653	1	1,467			
	苓北町							1	699					

- 注1 事業体数については、一の事業体が2以上の事業種を兼ねている場合は、それぞれに事業体数を計上
 2 素材生産業の事業量は、各市町村内の認定事業体において生産された直近の素材材積(国有林分含む。)

(6) 林業労働力の概況(林業就業者数)

単位:人

区分	総計	年齢区分別														
		15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~
天草計画区	上天草市	18			1	1	4	2	2	2	3		1			
	天草市	171		5	11	14	20	14	27	19	22	23	6	6	4	
	苓北町	13			1		1	1	3		4	3				
	総計	202	0	5	13	15	25	17	32	21	28	29	6	7	4	0
白川・菊池川計画区	934	4	24	55	46	93	82	84	137	135	106	86	42	22	11	7
緑川計画区	281	4	10	17	20	10	21	22	32	36	41	37	14	14	2	1
球磨川計画区	1,186	10	40	67	77	103	105	81	135	153	191	129	56	28	7	4
県計	2,603	18	79	152	158	231	225	219	325	352	367	258	119	68	20	12

資料: 熊本県林業統計要覧(平成30年度(2018年度)版)

(7) 林業機械化の概況

機 械 種 名	説 明	単 位	天草計画区				白川・ 菊池川 計画区	緑川 計画区	球磨川 計画区	総計	
			上天草	天草	苓北	計					
索 道	重力式	セット		5		5			5	10	
	動力式	セット		3		3	12	8	86	109	
集材機	小型	動力10ps未満	台		2		49	21	59	131	
	大型	動力10ps以上	台		5	2	7	9	149	187	
モノケーブル	ジグザグ集材施設	台				0	1		1	2	
リモコンウインチ	リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	台				0	8	4	23	35	
自走式搬機		台				0	55	6	62	123	
モノレール	懸垂式含む	台				0			2	2	
小型運材車	動力20ps未満	台	2	9		11	600	35	57	703	
	動力20ps以上	台		1		1	8	29	7	45	
ホイールタイプトラクタ	林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	台				0	6		2	8	
クローラタイプトラクタ	上記でクローラタイプのもの	台				0		1	7	8	
育林用トラクタ	主として地拵え等の育林作業用	台				0	1			1	
フォークリフト		台		2		2	57	5	57	121	
フォークローダ		台				0	4		4	8	
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等	台				0	2	4	1	7
	運材機能あり	クレーン付きトラック	台		17	2	19	54	10	57	140
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	台				0	54	9	41	104
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	台		1		1	33	4	50	88
トラクタショベル	搬出、育林用等に係わる土工用	台				0	1		12	13	
ショベル系掘削機械	搬出、育林用等に係わる土工用	台				0	43	10	21	74	
チェンソー		台	26	73	6	105	4,547	410	1,442	6,504	
チェンソーリモコン装置	リモコンチェンソー架台	台				0			1	1	
刈払機	携帯式刈払機	台		5		5	4,614	933	1,231	6,783	
植穴掘機		台				0	6		19	25	
動力枝打機	自動木登り式	台				0	44	2	18	64	
	背負い式等	台				0	9	1	8	18	
苗畑用トラクタ		台				0	13		3	16	
高性能林業機械	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	台				0			0	
	スキッド	牽引式集材専用のトラクタ	台				0			3	
	プロセッサ	枝払い、玉切りする自走式機械	台				0	19	11	104	
	ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	台				0	14	5	3	
	フォワーダ	積載式集材専用車両	台		4		4	31	17	82	
	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式機械	台				0			3	
	スイングヤーダ	旋回可能なブームを装備する集材機械	台		1		1	5	3	61	
グラップルソー	巻立、玉切りする自走式機械	台		1		1	6	2	3		
樹木粉碎機	伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	台				0	3		6		

注) 令和元年度(2019年度)林業機械・器具現況調査による。

(8)作業路網等の整備の概況

区 分		路 線 数	延 長 (m)	備 考
総 数		2,874	1,197,886	
天 草 計 画 区	上 天 草 市	159	56,074	
	天 草 市	2,469	1,064,116	
	苓 北 町	246	77,696	

資料：熊本県森林整備課

注)熊本県林業統計要覧(平成30年度(2018年度)版)の開設延長に、令和元年度(2019年度)開設実績を加算したもの。

4 県内森林資源の推移

(1) 全 県

資料: 民有林資源調査書(各年4月1日現在)

区 分	森 林 資 源 の 状 況														
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	
面 積 ha	総 数	400,253	400,138	399,105	398,965	398,907	398,778	398,477	398,177	398,188	398,092	397,384	397,475	397,262	396,949
	人 計	241,501	241,594	241,530	241,907	242,016	241,942	241,793	241,932	242,106	242,070	241,430	241,578	241,394	241,320
	スギ	138,875	138,690	138,410	138,579	138,546	138,542	138,157	137,914	137,957	138,062	137,907	138,045	138,072	138,023
	ヒノキ	90,976	91,178	91,349	91,536	91,636	91,624	91,714	91,641	91,610	91,409	90,998	90,970	90,801	90,780
	その他	11,649	11,726	11,771	11,792	11,834	11,776	11,922	12,377	12,539	12,599	12,525	12,563	12,521	12,518
	天然林	128,048	127,886	127,349	126,869	126,757	126,565	126,292	125,833	125,686	125,830	125,655	125,641	125,453	125,269
	その他	30,704	30,659	30,226	30,189	30,134	30,271	30,392	30,412	30,396	30,192	30,299	30,256	30,415	30,360
蓄 積 千 m ³	総 数	109,389	111,293	112,812	114,734	116,552	118,197	119,703	120,819	121,892	123,076	123,800	125,167	126,156	127,265
	人 計	88,838	90,599	92,107	93,973	95,666	97,213	98,621	99,705	100,707	101,805	102,608	103,851	104,792	106,056
	スギ	59,011	59,998	60,791	61,892	62,811	63,670	64,363	64,827	65,278	65,814	66,229	66,871	67,307	68,021
	ヒノキ	27,798	28,537	29,234	29,969	30,711	31,377	32,063	32,653	33,186	33,720	34,109	34,683	35,170	35,699
	その他	2,029	2,064	2,082	2,112	2,144	2,166	2,195	2,225	2,244	2,271	2,270	2,297	2,315	2,336
	天然林	20,551	20,694	20,705	20,761	20,886	20,984	21,082	21,114	21,185	21,270	21,192	21,316	21,364	21,209
	その他(千束)	10,525	9,613	10,431	9,451	10,380	10,359	10,324	10,298	10,281	10,237	10,179	10,179	10,153	10,094

(2) 天草計画区

区 分	森 林 資 源 の 状 況														
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	
面 積 ha	総 数	57,048	57,044	57,047	57,065	57,065	57,058	57,018	56,815	56,785	56,810	56,824	56,825	56,823	56,815
	人 計	22,879	22,880	22,883	22,945	22,945	22,922	22,926	22,987	23,037	23,051	23,060	23,062	23,063	23,062
	スギ	6,106	6,108	6,108	6,134	6,136	6,136	6,127	6,106	6,102	6,110	6,113	6,113	6,115	6,115
	ヒノキ	16,160	16,159	16,159	16,199	16,199	16,189	16,197	16,236	16,249	16,252	16,256	16,258	16,256	16,255
	その他	613	613	616	612	610	598	602	645	685	690	691	691	691	691
	天然林	33,188	33,183	33,184	33,140	33,140	33,111	33,067	32,816	32,798	32,802	32,806	32,807	32,805	32,798
	その他	981	981	980	980	980	1,026	1,024	1,012	951	957	958	956	956	955
蓄 積 千 m ³	総 数	11,412	11,615	11,815	12,013	12,225	12,389	12,559	12,699	12,850	13,050	13,201	13,356	13,504	13,621
	人 計	6,802	6,970	7,134	7,305	7,466	7,605	7,752	7,898	8,030	8,180	8,305	8,437	8,562	8,670
	スギ	1,966	2,006	2,046	2,087	2,130	2,165	2,199	2,225	2,253	2,293	2,323	2,355	2,384	2,410
	ヒノキ	4,739	4,864	4,987	5,115	5,233	5,338	5,450	5,569	5,670	5,777	5,871	5,969	6,063	6,144
	その他	97	100	101	103	103	102	103	105	107	110	112	113	114	116
	天然林	4,610	4,645	4,681	4,708	4,759	4,784	4,807	4,801	4,820	4,870	4,895	4,919	4,943	4,951
	その他(千束)	393	393	393	392	392	392	389	383	374	373	373	373	373	373

5. 林道開設・拡張計画数量の箇所別明細（既設林道を含む）

計画期間(R3. 4. 1~R13. 3. 31) 単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年 5カ年 の計画 箇所	路線 コード	国 調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		上天草市	東浦大作山線	3,138	3,138			3,138		○	101A	無	今回追加(改良)
既設	管理		上天草市	大川線	2,588	2,588						102A	無	
既設	管理		上天草市	八幡線	1,148	1,148			1,148			103A	無	
既設	管理		上天草市	大作山河内線	729	729						104B	無	
既設	管理		上天草市	神代線	2,200	2,200			2,200			201A	無	
既設	管理		上天草市	平山線	4,139	4,139				4,139		201B	無	
新規開設	管理		上天草市	大川大谷線		4,000		2,000				202A	無	
新規開設	管理		上天草市	石原線		2,200		2,200				203A	無	
既設	管理		上天草市	矢嶽線	2,158	2,158						204B	有	
既設	管理		上天草市	白嶽線	4,495	4,495			200			205A	有	
新規開設	管理		上天草市	高戸線		2,000		2,000				206A	無	
新規開設	管理		上天草市	大道線		1,300		1,300				207A	無	
			上天草市 計		20,595	30,095		7,500	6,686	4,139				
既設	基幹		天草市	本渡大江線	21,041	21,041			1,573		○	21	無	
既設	基幹		天草市	苓北天草線	5,920	5,920			2,227			87	無	
既設	基幹		天草市	下天草東部線	24,173	24,173						90	無	
既設	管理		天草市	雪州線	2,763	2,763						101A	無	
既設	管理		天草市	大野線	619	619						102A	無	
既設	管理		天草市	船頭崎椎場線	850	850						103A	無	
既設	管理		天草市	市古木線	387	387						104A	無	
既設	管理		天草市	宇土線	130	130						105A	無	
既設	管理		天草市	広野線	3,241	3,241						106A	無	
既設	管理		天草市	見付河内線	387	387						107A	無	
抹消	管理		天草市	山鳥線								108A	無	市道編入のため抹消
既設	管理		天草市	西河内線	4,637	4,637				4,637		109A	無	
既設	管理		天草市	下平線	750	750						110A	無	
既設	管理		天草市	中河内線	1,015	1,015						111A	無	
既設	管理		天草市	魚貫崎線	1,109	1,109			500			112A	無	
既設	管理		天草市	六郎次線	4,165	4,165			1,805			113A	無	
既設	管理		天草市	ヤイラギ線	3,213	3,213			1,000	810		114A	無	
先線開設	管理		天草市	菅水道1号線	2,169	2,769		1,100		600		115A	無	
既設	管理		天草市	草積線	1,719	1,719						116A	無	
既設	管理		天草市	古屋敷線	3,447	3,447						117A	無	
既設	管理		天草市	藤木場線	2,169	2,169						118A	無	
既設	管理		天草市	中浦葉山線	1,631	1,631						119A	無	
既設	管理		天草市	矢筈岳線	1,111	1,111						120A	無	
既設	管理		天草市	米山線	287	287						121A	無	
既設	管理		天草市	仁田山線	2,269	2,269			1,000		○	122A	無	
既設	管理		天草市	切越小峰線	4,452	4,452						123A	無	
既設	管理		天草市	天神山線	2,119	2,119						124A	無	
既設	管理		天草市	二ツ岳線	2,776	2,776						125A	無	
既設	管理		天草市	四万河内線	856	856						127A	無	
既設	管理		天草市	狸山線	3,246	3,246			1,127			128A	無	
既設	管理		天草市	合ヶ迫集り線	2,257	1,880			400			129A	無	
既設	管理		天草市	上平線	634	634						130A	無	
既設	管理		天草市	村中線	580	580						131A	有	
既設	管理		天草市	竹の平線	247	247						132A	無	
既設	管理		天草市	根引山線	2,186	2,186			2,186		○	133A	無	
既設	管理		天草市	柱岳線	3,166	3,166			1,000	3,200		134A	無	

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年 5カ年 の計画 箇所	路線 コード	国 調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		天草市	阿津木線	1,710	1,710						135A	無	
既設	管理		天草市	間伏線	1,110	1,110						136A	無	
既設	管理		天草市	屏風山線	2,957	2,957						137A	無	
既設	管理		天草市	今田線	6,412	6,412				6,412	○	138A	無	218A→138A
既設	管理		天草市	赤城山線	3,391	3,391				3,391		201A	無	
既設	管理		天草市	権現平線	1,860	3,500		200	1,400			202A	無	
新規開設	管理		天草市	是持線		3,000		1,000				203A	無	
新規開設	管理		天草市	食場帽子岳線		4,350		1,470				204A	無	
新規開設	管理		天草市	大平線		6,200		2,000				205A	無	
新規開設	管理		天草市	大林線		3,000		3,000		3,000		206A	無	
既設	管理		天草市	石神線	3,186	3,186						207A	無	
新規開設	管理		天草市	稲米河内線		4,200		2,000				208A	無	
新規開設	管理		天草市	大田平線		1,980		1,000				209A	無	
新規開設	管理		天草市	南善賀線		2,500		2,500				210B	無	
新規開設	管理		天草市	内の原線		2,990		2,990				211A	無	
新規開設	管理		天草市	烏峠線		3,861		3,861				212A	無	
新規開設	管理		天草市	平～高見線		2,000		2,000				213A	無	
既設	管理		天草市	恵美須崎線	3,128	3,137				2,396		214A	無	
新規開設	管理		天草市	春木軍ヶ浦線		3,000		1,000				215A	無	
新規開設	管理		天草市	里線		3,000		1,000				216A	無	
新規開設	管理		天草市	頭岳線		6,100		2,000				217A	無	
新規開設	管理		天草市	葛河内線		4,600		2,000				219A	無	
新規開設	管理		天草市	恵ヶ久保線		5,700		2,000				220A	無	
既設	管理		天草市	菅水道2号線	2,684	2,684						221B	無	
新規開設	管理		天草市	嵐口線		4,000		2,165				222B	無	
既設	専用道(規格)	○	天草市	隠連木4号線	1,466	1,466								
			天草市 計		139,625	201,978		33,286	14,218	24,446				
既設	基幹		苓北町	苓北天草線	18,773	18,773			472			87	有	
既設	管理		苓北町	猿の越線	2,965	2,965						101A	無	
既設	管理		苓北町	中村仁田尻線	238	238				238		102A	無	
既設	管理		苓北町	蔭平線	1,387	1,387						103A	無	
既設	管理		苓北町	高葉山線	2,165	2,165						207A	無	
既設	管理		苓北町	千保線	3,453	3,453				3,453		105A	無	
既設	管理		苓北町	年平線	2,203	2,203				2,203		106A	無	
既設	管理		苓北町	鶴の尾線	2,196	2,196				2,195		107A	無	
既設	管理		苓北町	金井の森線	2,693	2,693				2,693		203A	無	
既設	管理		苓北町	萱の木線	4,746	4,746				4,746		206A	無	
			苓北町 計		40,819	40,819			472	15,528				
			天草地域計		201,039	272,892		40,786	21,376	44,113				
			総 計		201,039	272,892		40,786	21,376	44,113				



発行者：熊本県

所 属：森林整備課

発行年度：令和2年度（2020年度）

再生紙を使用しています

本文は、間伐材パルプ 30%、古紙パルプ 70%を原料とした用紙を使用しています。